

平成30年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年6月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成30年6月12日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成30年 6月12日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告
総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番、下川芳樹君の発言を許します。

4番（下川芳樹君）

おはようございます。4番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い3点の質問をいたします。

今議会定例会においても、町政の質を問う者としてこの席から質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、1番目の質問です。佐川町加茂の新産業廃棄物最終処分場候補地に関する県及び町の地元説明会以降の取り組み状況、今後の話し合いの進め方についてお伺いをいたします。

須崎市神田、香南市香我美町上分、佐川町加茂の3カ所が県より、新たな最終処分場の候補地として2月1日に公表された後、佐川町議会には2月19日に県からの事情説明会、3月8日には日高エコサイクルセンター視察説明会が実施されました。

その後、4月1日に、佐川町加茂地区の住民を対象とした管理型最終処分場の第1回住民説明会が文化センターで、4月15日と同月19日には、住民対象の日高エコサイクルセンター見学会が、合わせて42名の住民参加で行われました。

4月1日の住民説明会では、施設建設予定地の排水問題、施設が満杯となり屋根をはがした後の遮水シートの耐用年数、エコサイクルセンターの火災問題、廃棄物の再利用への備え、廃棄物が適正に入ってくる保障、適切な検査、説明会へ参加できていない住民への資料配布、説明内容が腑に落ちるまで重ねて説明会の開催を、など意見がございました。その後の日高エコサイクルセンター見学会の中でも、参加された住民の皆さんからの意見が出ていたと思われます。

初めに、これらの説明会や見学会の結果を踏まえて検討されてきたその後の、県及び町の取り組み状況についてお聞きをいたします。県からの情報や町の考え方を踏まえてお答えできる範囲でよろし

くお願いをいたします。

なお、この質問については昨日、橋元議員からも関連する内容の質問があったことから、重複する部分については簡潔にお答えいただいて結構でございます。どうぞよろしくをお願いをいたします。

町民課長（和田強君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の状況ですが、現在3つの候補地におきまして、地表の地質調査や周辺の既存道路、建物、農業ハウスなどの状況確認、地下水流動調査等の現地調査を県のほうが行っておりまして、7月中には調査結果の取りまとめができる見込みというふうに聞いております。

なお今後、県が考えております予定としましては、エコサイクルセンターの見学会を終了しています本町以外の候補地についても見学会を開催したいというふうに聞いております。それと3つの地区の説明会の会場にて出ましたその質疑等について整理しまして、QアンドA的な資料を作成の上、3町の住民の皆様にはですね配布し御理解をいただくというふうに考えています。

もう1点、説明会や見学会での要請事項として個別地区での説明会の開催等というのが御意見に出ていたようですので、そういったものについての対応を考えているというふうなことで、県のほうからはこの3点を、今、考えているというふうにお聞きしております。

佐川町としましては、住民が施設について十分理解した上でですね、判断ができるように、地元住民の方の御意見を聞きながら、県の説明機会の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

4番（下川芳樹君）

昨日の橋元議員の質問の中に、県は7月末までに予定地の地権者の同意を得てコンサルタントによる調査を行い、この結果を経て地元への対応を進めていくというふうな質問内容がございました。先ほど和田課長から御回答いただいた、現在、地質調査、地下水その他もろもろの調査を経て、7月の末までにこの調査を完了させると。その後、地元への対応をしていくというふうなことでよろしいでしょうか。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。それでよろしいかと思います。以上です。

4 番（下川芳樹君）

先の3月定例会の一般質問でも申し上げたとおり、県は日高村の教訓を生かすべく、真摯な姿勢で施設の必要性や選定の合理性、何よりも防災、環境面の安全性について、候補地への説明を尽くさなければなりません。4月1日の住民説明会で、県の担当者からは、本日、十分腹に入っていないところもあったと思う。話し合う中で新たな疑問も出てくる。あらかじめ話を聞けたら、次の資料に反映できる。きょう持ち帰った意見を検討して、改めてお示ししたいとの発言がございました。

候補地の地元同意の判断については、今後、予定地の地権者の同意を得て現地調査に入り、建設条件などの提起を確認した結果と各候補地の首長、議会、住民の受けとめ方を検討し、県議会で候補地を絞るとのことでした。

明確にこの方法でとは言えないが、候補地の合意は重要だとの発言もあわせてございました。今後の地域住民への対応、進め方については、次回以降の産廃説明会を誰もが参加でき、発言しやすい環境で実施していただきたいと考えております。

先ほど和田課長のほうからも報告がございました。きめ細やかな報告を県のほうも検討しているというふうなことでございます。そこで、説明会を加茂地区内で開催することはもちろんでございますが、候補地に隣接していて直接影響の大きい長竹地区においては、特に、公民館単位での開催を行うべきだと考えます。町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。

下川議員のおっしゃるようになりますね、できるだけ丁寧に、細かく、説明会を開催させていただきたいと思っております。今、下川議員おっしゃったように、長竹地区の皆さんには、公民館単位での説明会を県のほうで開催していただくよう、地元の皆さんの声も聞きながらですね、調整をしていきたいと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

町長のほうから、長竹地区については公民館単位でということをお県のほうにお願いをしていただけるというふうなことで、ありがとうございます。

次に、加茂地区以外の候補地に隣接する地域への説明会の開催についてお尋ねをいたします。山を挟んだ南側に位置する土佐市や佐川町永野地区、長竹川の合流する日下川下流地域の日高村などへの説明会は、検討されているのでしょうか。

本来、県が考えるところですが、町としてのお考えがあれば、お答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点では検討しておりません。

ただ、今、下川議員からもお話がありましたので、今後ですね、県とも協議しながら、どの範囲で説明会を行っていったらいいのか、そのあたりを協議をしていきたい。検討していきたいとそうように考えます。以上です。

4 番（下川芳樹君）

現時点では、県が3つの候補地のどこに決定するのか、まだわかりません。住民の皆さんがしっかり理解し、自分の考えで施設を導入するか否か決定していかなければなりません。そのためには、住民自身が多く情報を収集し、住民個々の疑問点を明確にでき、考え方が整理できる環境が必要です。町長を初め町執行部の皆さんも県と協力をして、住民の皆さんに情報がしっかり伝わるよう、何回でも説明会を開催する最大限の努力をよろしくお願い申し上げます。

町は、町民の皆さんとともに、佐川の未来をしっかりと見据えていただき、将来に悔いを残すことのない決定を下していただきますよう、再度お願いをいたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次に、佐川地区での集落活動センター機能について、お伺いをいたします。

佐川町では、平成29年度に黒岩、加茂、斗賀野地区に、それぞれ集落活動センターが開所いたしました。既に活動している尾川地区の集落活動センターを含めて4カ所での運営が定着しつつあります。また、平成30年度には、新たに黒岩、加茂地区で、集落活動センターに併設してあったかふれあいセンターが開所したことで、佐川地区を除く町内4カ所で地域福祉の拠点活動が進んでいます。

町内で唯一、1つのセンターもなく最も人口の多い佐川地区での集落活動センター機能の創設は、高齢化で自治会エリア内人口の空

洞化が進み、住民自治機能が低下しつつある町中心部にとって、大いに必要かつ重要な取り組みだと私は考えています。

佐川地区以外では、集落活動センターの機能を生かして、それぞれの住民組織が地域の課題を共有し、ともに助け合い、地域の人材を育て、地域のために活動する組織の体制づくりが進んでいます。近年における町中心部以外の地域活動を目の当たりにするとき、佐川地区に住む多くの住民の皆さんも、他の4地区と同じように集落活動センターの機能を生かした地区独自の取り組みが進むことを大いに望んでおられます。

皆さんは、みんなで福祉のまちづくり委員会という組織を御存じでしょうか。平成20年度から始まった佐川町地域福祉計画、地域福祉活動計画を推進するために、佐川町内5つの地区部会を中心とした地域福祉や地域の活性化を進める組織です。昨日、森議員から関連する質問もあったことから、簡単に概略を申し上げます。

この組織では、これまで行政や町社協とともに、第1次計画を平成20年度から24年までの5年間、第2次計画を平成25年度から29年度までの5年間、平成30年度からは第3次佐川町地域福祉アクションプランとして6年間の計画を策定しております。

計画当初の第1次計画では、平成19年より町健康福祉課と町社会福祉協議会の献身的な努力により、町内5つの地区で住民対象の座談会を重ね、第1次計画策定とあわせて地区部会という住民組織をつくる取り組みを行いました。こうした努力の結果、県内でも計画策定がいち早く進み、初めて計画を策定しようと取り組みを進めていた安芸市や室戸市を中心とする県東部地区や、四万十市や宿毛市を中心とする県西部地区から、計画策定への講師として講演を依頼されるほどすばらしい内容となりました。

今でこそ、地域福祉計画、地域福祉活動計画は県内で当たり前のよう策定され、策定された計画が各自治体で地域福祉の指針として活用されておりますが、この結果に至る歴史の中で佐川町は県内において先駆ける役割を果たしてきました。

1次計画では、計画が絵に描いた餅にならないよう、できることを確実に進める取り組みを。2次計画では、計画の中に住民が集い、課題が共有でき、住民と行政がともにまちづくりを進める地域の拠点づくりを盛り込みました。堀見町政となって、この計画が実を結び、佐川地区以外の4地区には集落活動センターとあったかふれあ

いセンターが設立される運びとなり、第5次総合計画と連動した住民との協働によるまちづくりの前進に大きくつながっています。

これら4地区でのセンター設立に貢献した組織の基盤となっているのが先に申し上げました、みんなで福祉のまちづくり委員会各地区部会なのです。現在、佐川地区部会として活動に取り組んでいる佐川夢まちランド協議会には、いまだ集落活動センターやあったかふれあいセンターがございません。佐川地区へのセンターづくりに関するこれまでの議会答弁では、拠点となる施設はつくらない、既存の施設を活用する、あったかふれあいセンターは必要であると認識している、などのお答えをいただいております。

佐川地区での集落活動センター運営について、町はどのようにお考えなのでしょうか。今一度、お答え願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えをいたします。佐川地区での集落活動センターとしての町の考え方、基本的な考え方につきましては、この集落活動センター、まず集落活動センターとはという御説明を少しさせていただきたいんですけれども。

これは、全国的な制度ではなくて、高知県が独自に取り組んでおります事業になります。高知県が独自に取り組んでいるその制度の設計といたしましては、中山間地域、特に中山間地域での日常生活の環境が厳しい、そういった地域におきまして、地域全体で課題解決のため、住民活動の拠点として整備を進めているというのが集落活動センターというものになります。

佐川町におきましては、先ほど下川議員おっしゃいましたとおり、4地区でセンターとして、建物がですね、建てられているということでございます。その地区地区の活動拠点、センターで、それぞれの地域の団体が中心になって住民活動を展開していくということでございます。

一方で、佐川地区内、この町なかにつきましては、公共施設いろいろ、健康福祉センターであったり、文化センター、それぞれの公共的な施設が集約をしております。それから人口も周辺部に比べて多い。いろんなその量販店とか産業的なそういった日常生活を、住民の方々が日常生活を送る上では周辺部よりかは恵まれているというところから、この建物につきましては佐川地区には、行政としてはそういう推進はしないという方向で基本的には考えています。

ただ一方で、先ほどおっしゃいました夢まち協議会、住民活動の核となる団体として、佐川地区には、この拠点としては、夢まちランドという拠点の中で住民活動していただいております。それをソフト的な支援というものをどのようにしていくかというのは別の視点として、基本的には考えていくという町のスタンスでございます。以上です。

4 番（下川芳樹君）

先ほど、岡崎課長のほうから、佐川夢まちランドというお言葉出てまいりました。佐川夢まちランド協議会は、平成 28 年 12 月 11 日に設立をされました。平成 29 年度末の会員総数は 240 名とお聞きしております。組織の現在の拠点は、町社協から無償提供されている施設で、この建物は、町社協が個人からいただいた寄附金を活用して平成 27 年度に旧四電工から買収をしたものです。建物は、昭和 50 年代に建築されたもので、施設の維持管理や光熱水費、通信費、浄化槽の管理などに年間 100 万円程度の経費がかかっておりますが、現在は、町社協がこれを賄っています。

この 100 万円程度の経費は、先に申し上げました個人からの寄附金より支出をしているとのことでございますが、財源的には 3 年後になくなってしまうというふうにも聞いております。平成 30 年度の佐川夢まちランド協議会の総会資料によりますと、平成 29 年度の組織の財源は、年会費や寄附金、補助金等で年間 47 万 9,071 円。年間支出は社協が補っている 100 万円の経費を除き、運営経費として 41 万 1,701 円と活動維持がやっとの大変厳しい状況です。

このような状況の中で、平成 29 年度実績としてさまざまな取り組みを行うために、年間 265 日の開館日を設け、延べ 6,466 人の利用者が集っています。平日の午前 9 時から午後 3 時までの開館時間は、無償ボランティアで運営され、担当が見つからない開館日などは、役員に大きく負担がかかっています。

そこで、提案です。今ある拠点、つまり現在の夢まちランドに集落活動センターとしての機能を持たせることにより、集落支援員の配置がかなえば、活動もスムーズに進めることができます。また現在の施設を集落活動センターとして行政が町社協から借り上げて経費を負担することができれば、社協の支出も抑制でき個人から寄附された貴重な財源も新たな事業に活用することができます。

これらの内容を実現するためには、中心組織である佐川夢まちラ

ンド協議会が果たさなければならない課題もたくさんあります。地区に補助事業を導入するための地域活性化計画の作成や計画策定に要するワークショップの開催など、7千人近くいる佐川地区住民の皆さんの課題を取りまとめる作業は、決して楽な作業ではございません。

しかし、地元組織も汗を流し、これらの課題を解決していかなければ、佐川地区は前に進まないことも事実です。るる申し上げましたが、私が提案した内容を実現するとするならば、行政が今後果たすべき役割や地元組織が取り組まなければならない業務等について、どのようにお考えなのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、夢まち協議会さんが会として主体的にどうしていきたいのか、何がしたいのか、佐川地区のために何かしたいことがあるのか、そこをしっかりと受けとめさせていただきたいというふうに思います。

また、佐川町社協の話も出ましたが、夢まち協議会の今、運営に係る経費を社協のほうが負担をしておりますが、社協と佐川町役場は地域福祉の構築、福祉の推進に当たっては、一心同体だというふうに私は思っております。

社協も、今、介護事業も含めて経営をしておりますが、年間、利益を上げている部門もあります。社会福祉法人として出た利益に関しては、計画立って使うということと、また地域住民の福祉の向上のために使うという本来の目的もあります。ですから、佐川町と佐川町社協がどういう取り組みをしていくかということに関しては、夢まち協議会単体の問題ではなくてですね、佐川町全体の福祉をどうしていくのかということにかかわってくるというふうに思っております。

部分最適ではなく全体最適を町としてどのように考えていくのかということが、幸せなまちづくりを進めていく上ではとても大切なのではないかなというふうに思っております。いずれにしましても、夢まち協議会、佐川町社協、あと佐川町役場、三位一体となってですね、しっかりと協議をして、調整をして、今後のあり方について検討を進めていきたいとそのように考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

町長のほうから御答弁をいただきました。社会福祉協議会、確かに社会福祉法人として利益が上がれば、それはその利益を地域のために社会福祉のために還元していく、そのとおりでございます。

ただ、先ほど質問をさせていただいた内容として、町の中心部、特に住民組織が積極的に平成 19 年度からの歴史を刻みながら活動している、また会員数が 240 名おられる、組織的な取り組みをされている。町長おっしゃったように、夢まちランド協議会が今後何をしたいのかっていうところが明確にならないと、どういうふうに行行政として進めていっていいのかっていうところが明確にならないというのは、よくわかります。

ただ、住民組織として、自立をしながら進んでいる。また町中心部の皆さんの中には、他の 4 地区と同じように、住民独自の組織がしっかり運営をされ、その地域の課題を共有しながら組織力を持って進めていけるような取り組みをしていきたい。また集活機能を持った後、その組織が明確に方向性も示し、形を形成した後は、課題であるあったかふれあいセンターの創設、これはどこが事業主体であるのかというふうなさまざまな問題もありますが、実際にそういうところへの階段を 1 つずつ上っていける、まず最初の 1 歩だというふうに考えます。

現在、他の 4 地区、行政の支援を受けながら、しっかり施設もでき、また集活機能として支援もいただきながら活動に取り組んでおります。しかし、先ほど申し上げましたように、佐川中心部の取り組みについては、なかなかしっかりしたバックアップができていないようにも感じます。

このあたり、じゃあどこに課題があって、先ほど町長が申された組織として、じゃあどういう考え方を明確にしていき、どういう要望がしっかり上がってくれば、町は皆さんのためにこういう協力ができます、こうして一緒になって組織づくりができていきますっていうふうな、そのようなところをちょっとお聞かせいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほどの私の説明が少し言葉足らずだったかもしれません。役場として、中村議員からも質問もございましたし、夢まち協議会さんのほうにはですね、あったかふれあい

センターのセンターとはどういうものです、ということをもう御説明はさせていただきます。

あったかふれあいセンターを引き受けていただくには、集いであつたりとかですね、訪問であつたりとか、果たしていかなければいけない、請け負っていただかなければいけない仕事がありますよということも説明をさせていただきました。また、集落支援員の制度を活用して取り組む場合には、集落支援員さんには、こういうことを役場としては期待をさせていただきますよという説明もさせていただきます。

その上で、今、恐らく協議会さんのほうでいろいろ考えられているのではないかなあというふうに思いますが、役場としてこういうサポートができます、こういう制度も活用できます、ということはお伝えしてありますので、どのような回答が返ってくるのかという部分での今後、協議会さんが何をしていきたいのか、どうしていきたいのかという考えをですね、まとめたものをまた受けとめさせていただきます、一緒になって考えていきたいと、そのように思っております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。ただ、その返ってきた答えの中に、先ほど私がちょっと提案をさせていただいた、今ある夢まちランドの拠点を活用した集落活動センター機能を設けたいというふうなお話が、もし、その夢まち協議会のほうから上がってきた場合、他の4地区と同じように、例えば、集落活動センターの機能を持たせるための財政的な支援であつたりとか、人的な支援であつたりとか、そういうものは可能でしょうかね。そのあたりちょっとお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、運営をしているのは夢まち協議会であります。経費を負担しているのは佐川町社協になります。そういう関係もありますので、今後、夢まち協議会がどのような活動をされたいのかということで、例えば、集落活動センター機能をしたんだということになればですね、その時点で、役場、社協、夢まち協議会で協議検討をして決定をしていくということになるのかなと思います。現時点ではこうしますということは、申しわけないですけど、言えません。以上です。

4 番（下川芳樹君）

話し合いの中で、今後の方向性をお互いに意見を出しながら決めていくというふうな御回答でございました。

1つ確認をしておきたいんですが、先ほど岡崎課長のほうから御答弁いただきました。他の4地区、中山間地域で、ある程度その厳しい環境の集落エリアを支えていくための県独自の集落活動センター事業であると。町の中心部、特に7千人近い人口があり公共施設もたくさんあり、インフラも整備されている。ある程度、買い物とか医療とか、そういう部分にも恵まれていると。そういうエリアの中で、県が行う集落活動センター、いうふうな事業の導入というのは、実現できるものなのかどうなのか、そのあたり、お答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県が独自に取り組んでいる集落活動センター事業になりますが、今、その県の取り組みを踏まえて、国全体としても地域の拠点づくりということで、横展開をされております。佐川地区内、例えば今の夢まちランドの場所で、集落活動センターの機能を持たせてやっていきたいということに関しては、まだ県に正式に打診をしたわけでもございませんので、そういうことで、夢まち協議会、夢まちランドを集落活動センターとして活用していきたいということであれば、まずは県のほうにですね、事業として推進していくことが可能なかどうかというのは確認をしないといけないというふうに思っております。以上です。

4番（下川芳樹君）

ありがとうございます。ちょっと岡崎課長にお伺いしたいんですが。その先ほど町長がおっしゃっていただきました、県に確認をするというところなんですが、その事業採択までのプロセス的な部分ですよね、私が前段で、質問の中でもお話しをしました地域の活性化計画をみんなでつくり上げていくというふうな作業、こういうものは必然的に、事業申請に当たっては必要なことであろうと思いますが、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この県の事業の集落活動センター事業、これを県の補助金を活用するというのであれば、各地区で行ってありました各地区の活性化計画、これをつくるということが前提になります。

そしてこの集落活動センター事業を佐川町が佐川地区において手を上げて、県が採択されるかというような部分については、基本的な制度の成り立ちからいってですね、先ほど言いました本当に厳しい中山間地域の地域全体の産業の振興も含めてやるという内容のたてりになっておりますので、町の担当課の考えとしては、佐川地区にそういう事業を県のほうに提案をするという考えは今、持っていないということでございます。

あわせてですね、この地域の活性化計画というものについては、先ほど下川議員もおっしゃいました地域福祉アクションプラン、これの中の佐川地区の計画というのがございます。これがほぼ同じ、地区の住民活動を視点としております。これ、福祉となっておりますけど、内容的には福祉にとどまらない、いろいろなその、防災であったり、子育てであったり、そういった産業のことも触れております。そういうものがもう既にでき上がっておりますので、改めてこれをつくるということは同じ内容になるのではないかなあというふうには考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。今現在進んでいる地域アクションプランは、地域の活性化計画と匹敵するほどの中身を踏まえた計画であるというふうなお答えをいただきました。

申請について、なかなかその集落活動センター機能を持たせるというふうな部分では、地域性、さまざまな要件、そういうものが県の基準に合致していかないと補助の対象とはならないというふうなことはよくわかりました。

しかしながら、平成 20 年度から佐川町地域福祉計画、地域福祉活動計画を通じて 10 年以上佐川町の住民活動、これを牽引し担ってきたみんなで福祉のまちづくり委員会各地区部会の取り組みというのは、佐川町の行政と住民がそれぞれの役割を担い、協働でのまちづくりを進めていく上で大変重要な役割を果たしてきたというふうに思います。

ぜひ、佐川の他の 4 地区と同じように、佐川地区にもそのような機能を持たせ、佐川の桜ではございませんが、5 枚の花びらがしっかり開化して初めて佐川の町としてですね成り立っていけるような形になろうと思いますので、佐川地区の住民組織の育成、住民の自立、そして住民独自で町と協働して取り組みができるような、

そういう組織づくりの御支援を、今後進めていただきますようお願いを申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

最後に、さかわぐるぐるバスの取り組みについてお尋ねをいたします。今回で5回目の質問となります。年度も変わり、先の質問から半年余りが経過いたしました。昨年の9月定例会で、10月から始まるぐるぐるバスの本格運行に、住民の意見が十分に反映されていない、各地区へ出向いて意見集約を行いしっかり反映せよとの質問に、課長からは、本格運行実施後も年1回、住民の意見を聞く場を地域に出向き設定したいとの答弁があり、9月下旬には平成29年度の住民との意見交換会が各地区で開催されました。

しかし、この意見交換会は、町の考え方を伝える内容がほとんどであり、10月から始まった本格運行には、住民の意見が十分に反映されていないままのスタートとなっているように感じます。

そこで昨年の12月定例会では、ぐるぐるバスの運行は、町民みんなで考える課題である。交通弱者への配慮や行政が抱える問題を町民と共有するために、今後の意見交換会をファシリテーターによるサロン方式で行ってみてはどうかとの提案を行いました。町長からは、サロン方式で、ぐるぐるバスについて合意形成を図ることは大変意味のあることだと思う。担当課でどのような運営をするのか話をしたいと考えているとの答弁をいただきました。

この半年間の実績については、今議会の町長の行政報告にあったように利用者数が少しずつ向上しているものの、運行経路や料金など、まだまだ地域からの改善要望がたくさん上がっている状況です。初めに、平成30年度に開催する各地区住民との意見交換会の開催予定と開催内容に、サロン方式での検討がされているのかどうかについて、お尋ねをいたします。

昨日、松浦議員からもぐるぐるバスについての前向きな質問もございました。私も、ぐるぐるバスの運行が住民のために生かされるまで何度でも質問をさせていただきたいと思います。重複する内容については簡潔にお答えいただいて結構ですので、よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。本年度の住民の皆様との意見交換につきましては、ことし9月以降を予定をしております。内容それからどの地区、どの自治会のほうへ入るかということにつきましては、今現状、

利用実績を見ておりますが、3月以降少しずつ伸びてきております。その状況を見ながら、利用実績が少ない箇所、小さい自治体1つか2つ、2～3ぐらいの自治会単位ですね、住民さんとの意見交換の場を設けていきたいと思っています。いくつの箇所になるかということにつきましても、これからの作業になります。

あと、どのように開催をしていくかということでございますが、これもまだ具体的に、ファシリテーション方式であるとか、どういう形でやるかというのは、実際、具体的には検討はしておりません。ただ自由に意見が言える場づくり、これについてはできるだけ努めていきたいというふうに考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

答弁の中で、9月以降というふうなお答えをいただきましたが、これは10月から本格運行が始まったということで、意見を反映する年度の節目として9月にやり、10月から次年度の運行に反映をしたいというふうなお考えなのでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。9月以降で開催する内容で、住民の方々、関係者の方々から出ましたニーズ、要望、そういったものにつきましては、おおむね1年区切りで大体、運行、経路も含めて、見直しを想定しております。

これについては、次年度の、来年の10月についての見直しに、基本的には反映していくものなのかなというふうには考えております。ことし10月にも見直しを予定しておりますけれども、この内容については従前から話が出ております箇所箇所の要望であったり、ダイヤの見直しであったりというものについて反映をしていくものでございます。

この9月に行う予定のものについては、次の見直しに反映をしていくということになります。

4 番（下川芳樹君）

では、先ほどのお答えからすると、昨年9月に各地域で行った住民との意見交換会で出た意見を本年10月からの運行に反映をしていくというふうなことですよね。

その内容については、改めて会をする必要はなく、もう既に前年の9月に実施をされた内容ですので、その改善をする方向性であったりとか、内容であったりというものの検討状況というのはどのよう

になってますか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。昨年9月の下旬に、各地区住民の方々、説明会、意見交換会をいたしました。それからことしに入っては1月に、バスの運転手さんから聞き取りをいたしております。その間、今までにも、それ以外にも直接チーム佐川推進課のほうに御意見をいただいている部分もございます。これを取りまとめて、この6月の下旬、予定としては26日に開催をする予定になっておりますが、6月26日地域公共交通会議、これに諮りまして、この10月からのぐるぐるバスの見直しをする話をする予定にしております。

その内容につきましては、現時点では、いくつか申し上げますと、中心部ぐるぐる線、これについての両回りができないかという話もございましたので、それを実施する方向での話を進めております。

それから、黒岩地区につきましては、路線が、試験運行のときに走っていた路線が本格運行のときに取りやめをしておりますが、そういった空白地域への対応。それから加茂地区におきましては、住民の方々から意見が出ておりました一部地域への入り込みといいますか、加茂地区内の利便性の向上。それから回数券の発行。それから運行時間の、これは全路線になりますけれども、運行開始が早すぎるとか、逆に、最終便が遅すぎるといような御意見もありますので、それを、運行時間を変更していくというようなところ。

そのあといくつか、バスの運転手のほうから、経路が非常に、路線が厳しいといいますか危険であるという箇所もございますので、これは佐川地区内になりますけれども、それを、運行経路を変更していくというような、いくつかの課題につきまして、対応できるものについて、この6月26日の地域公共交通会議に諮って10月以降の運行の見直しにつなげていくという段取りになっております。

4番（下川芳樹君）

内容はわかりました。それでは、本年の9月のことなんですが、9月に行う住民との意見交換会、これについては、全ての地区でやるのかどうなのかっていうことはまだ検討されている最中で、どういう箇所でどういうふうな形で行うかは、今後決定していくと。

その会の中で、先ほど御答弁いただきました6月の26日に予定をしている地域公共交通会議の中で、昨年に出された御意見の中で、変更可能なのか改善可能な部分については、その方向をしっか

り決定して地域にそれをおろしていくというふうなことでよろしいでしょうかね。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず地域公共交通会議で決定をいただく必要がございますので、それを決定いただいた後、順次 10 月までの間に住民の方々に対しての周知広報活動をしていくということになります。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。あと 1 つなのですが、先ほど、まだ検討しているとおっしゃっていただきましたその協議会というか意見交換会をサロン形式でということなのですが、ぐるぐるバスの運行、これは町民みんなで考えていかなければならない重要な課題です。公共交通の空白地帯を埋めるとともに、デマンド方式での交通弱者に配慮した取り組みも必要です。

既に舟床川ノ内線では、オンデマンド方式が取り入れられるなど改善も見られています。行政が抱える財政的な問題やインフラの問題、このような問題を町民の皆さんにも共有していただいて、できること、できないことのさび分け、こういうことは一緒に考えていく必要がございます。

楽しくおもしろく中身の濃いサロン方式でぜひ開催していただいて、先ほど御答弁にありました皆さんからの意見が双方出やすく、お互いにしっかり話ができるようなサロン方式の取り組みをぜひやっていただきたいと、このように思うんですが、町長、いかがでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ぐるぐるバスの件について協議をしていく中で、ワークショップ、サロンを開くときのテーマですね、ぐるぐるバスの中で何をテーマにしてサロンを開くかっていう、そのテーマ決めがすごく難しいなあというふうに思っております。テーマの内容によっては、サロン形式でないほうがいいものも考えられます。テーマの内容によっては、サロン方式で開催すると、いろいろなアイデアが出て、いい場合もあります。

ただ、私も、サロン形式でいろいろな住民の皆さんの意見が聞けるのはすごくいいことだなあと思っておりましたが、やはり、いろいろな制約条件がかかってくる中での、サロン形式での意見交換

をするときのテーマの設定がすごく難しいなあというふうに思っておりますので、ぜひそこはですね、下川議員にもお知恵を出していただいてですね、こんなテーマで一緒になってサロン形式でやったらどうだということを、一緒に考えていただけるとありがたいなあというふうに思っております。

ぜひ、前向きにですね、検討をしてみたいというふうに思っておりますので、お力をお借りしたいなあというふうに思っております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。私がサロン方式でって言うのは、本当に楽しくって苦にならない、おもしろくない会だなあって、相手が言うばかりやないかとか、相手のことも考えずに要望ばかり言うんじゃないかっていうふうなことじゃなくって、やっぱり双方が楽しくおもしろく、お互いにお互いの意見を認め合いながら、できるところを上手に探っていく、そういう協働でつくり上げていくっていうところを大事にしていきたいというふうなところでございます。

また、いろいろと、御協力もさせていただきますので、楽しい話し合いになるように、よろしく願いをしたいと思います。

次に、運行経路の選定基準についてお尋ねをいたします。

本年行われました議会と地域住民との意見交換会で、運行経路の見直しを要望する意見が加茂地区でも上がっておりました。先ほど、岡崎課長のほうから、ことし 10 月以降の経路の中に、加茂地区の一部の経路を見直すことも、今検討中であるというふうなお答えもいただいております。

これはですね、本村線、特に加茂路線の中の本村線という、毎週火曜日に集落センターかもの里と佐川駅を結ぶ上り 5 便と下り 3 便の路線でございます。上下線とも下山を経由して佐川駅と加茂地区を結ぶ路線でございますが、下山から加茂地区に入ってから、弘岡地区を除き県道をバスが走行することから、本村地区の住民は自宅から県道まで出た乗車となっております。

本村地区の南側に位置するカゲノジや北側に位置するウジタニの住民は、県道までの道のりが遠く、バス停まで出ていくことが困難な高齢者も多い状況です。住居から 400 メートル以内にバス停を設置するとのお考えでのコースづくりですが、高齢者の 400 メートルは大変です。できるだけ近くをバスが運行することで助かる高齢者

もたくさんおられます。

また、バスの大きさが起因して狭い町道への進入が難しい、先ほどの御答弁の中にもございました。佐川地区でも危険な箇所があり、運転手さんからの意見が出ているというふうな御意見もあったようです。

このような狭い町道への進入が難しい等の理由で路線経路から外されるというふうなことであるならば、本来、住民生活それからぐるぐるバスの導入されてきた経過、今後のぐるぐるバスの活用を考えればですね、やはり、入りやすい道路っていうふうなことも検討していかなければならないと思います。どのような理由で選定をされてきたのか、この経過について伺いをいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このぐるぐるバスの路線、経路の選定につきましては、基本的に、自宅から半径 400 メートル、直線距離にして 400 メートル以内で、このぐるぐるバスを含めて公共交通に乗れるようにということで設定をしております。基本的に、そういう制度設計をしております。

ただ、お年寄りでありますとか、障害がある方につきましては、バス停までなかなか 400 メートルといえども行きにくいという方が多いです。そういうことのニーズに応えるためにはですね、きのうの松浦議員の質問の回答のようになりますけれども、福祉的なそういった視点からも考えていくと。

このバスの路線を見直すということにつきましては、一定そういう中で路線を決めておりますけれども、各地区の住民の方々からの要望、こういったものを踏まえて危険のない範囲でバスの路線を見直すことができるならば、それぞれの住民の方々の要望を踏まえて、経路を今回 10 月にも見直すということにしております。

加茂地区におきましては、先ほど具体的に、ウジタニ地区であるとかカゲジというお名前が出ておりましたが、実際に 9 月、去年の 9 月に加茂地区にお伺いするときにも、特に、ウジタニ地区については入ってほしいという話がございました。それ以降も、住民の方々から、時折、話が出ておまして、この点について、非常に道の幅が狭いところでございまして、バスがぎりぎり通れるかどうかというところになっております。

ここについては、バスの運転手さん、あるいはバスの委託してい

る会社のほうにも確認をして、可能ではないかという話の中で、今、話を進めております。ただまあどういうふうに、ただ通ればええということではございませんので、安全性を確保していくという分には最終的な話も、地元との話も必要になってくるかもわかりません。そういったところで、住民の方々の要望を反映できる範囲で路線の見直しも行っております。

あとは、チーム佐川推進課としては、現状の路線、道幅の範囲です、危険がないかどうかというところを確認をしているところでございます。そういうようなところで、加茂地区においても一部見直しを行う予定になっております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。町道ウジタニ線の関係でございますが、路線のですね、舗装改修、傷んだ路面を補修する舗装改修や橋梁が一部狭くって通行がしづらいというふうなことでの橋梁拡幅、こういう要望が平成 29 年度に自治会のほうからも上がっております。できるだけですね、路線の幅員が一部狭いとか、一部カーブがあって通りづらい、危険であるというふうな部分で、多くの方の利用が妨げられるではなくって利用率が下がっていく、本来利用したいのに入って行きづらいっていうふうな箇所については、積極的に改修をすることで、より近くを回っていただきたいと、このように思います。

あと、4 月からですね、加茂地区のほうでもあったかが開設されて、佐川ぐるぐるバスを使って上手に町を中心部へ買い物ができるようにというふうな取り組みができるようになっております。これは以前から私のほうも申し上げました、地域の力とそれから行政力とを上手につなぐことで、今ある資源を有効に活用すると。他の地区でもたくさん実行可能だと思います。

これは、あったかの送迎機能を活用してですね、なかなかそのバス停まで行けないとか、そういう皆さんを、まず、あったかふれあいセンターのほうにお迎えに行って、あったかに寄っていただきます。幸いなことに加茂地区は週に 2 回、本村線とそれから長竹のほうから回ってくる線とが集活のほうに必ず来るようになっておりますので、この機会を利用して集活へ来られた高齢者の方が、1 人で買い物ってなかなかしんどいんですが、グループでぐるぐるバスに乗って買い物をして、またあったかのほうまで帰ってくると。帰っ

てこられてちょっとあったかで過ごされた後、荷物を持ったまま自宅まで送迎ができるというふうな方法も、今、取り組みを進めています。

だから、住民側から、また地域の住民組織から、さまざまな協力ができることって、いくつもたくさんあると思います。しかし今、行政の力を借りなければならない部分もあろうかと思っています。こういうところが、双方の話し合い、譲り合い、お互いに相手の立場それから考え方を尊重し合いながら進めていくことで、少しずつ前に進みますことを私なりにしっかりお願いを申し上げまして、今定例会の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、4番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時5分

再開 午前10時15分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3番、西森勝仁君の発言を許します。

3番（西森勝仁君）

3番、西森勝仁です。きょうは6月12日、ちょうど今、この時間帯、今、テレビでやっておりますけれども、シンガポールのセントーサ島カペラホテルにおきましては、史上初となる米朝トップ会談が開かれております。会談が成功裏に終了し、東アジアの平和が安定することを願うばかりであります。

また、きょうが上野動物園のパンダ、シャンシャンの満1歳の誕生日だそうでありまして、まことにほほえましい限りであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますが、時間の配分上、順序が前後しますので、あらかじめ御了承願いたいと思います。

私はいつも、町民の少数意見や声なき声を町政にお届けすることをお約束しておりますが、きょうは、その前に、町長の行政報告にもありました広井勇博士の件につきまして少し述べさせていただきます。

このたび、広井勇の銅像建立の話がやっとまとまりまして、5月22日高知新聞で報道されておりますし、また町長の行政報告にもあったとおりであります。私は、昨年12月議会で、この顕彰会のお話を小耳にはさんでおりまして、銅像を建てるのは佐川以外にない、あり得ない、町長には、佐川ありきで奔走していただきたい、こういうお願いをしておったところでございます。

町長の御尽力のおかげで佐川に決定をいたしました。その御労苦に対しまして感謝を申し上げます。これからは、まだまだ建立にふさわしい場所の選定など、さまざまなことがあろうかと思いますが、さらによりしくお願いをいたします。

ところで、7～8年前のことでもありますけれども、私が現職のころ、この広井勇の記念館に使う、こういう名目で寄附を受けた物件があります。昨今、あれはどうなりゆうが、と尋ねられています。この物件を寄贈していただいた方は、「わがまちの人々」によりますと、牧野富太郎博士の弟子で、斗賀野で耳鼻咽喉科を経営していた秋沢明さんの長男で、私もよく存じ上げておりますけれども、音楽家の秋沢明太郎さんでありまして、明太郎さんが晩年、千葉の松戸の自宅を処分して上郷に家を建てて帰ってきておられました。そして今から7～8年ほど前のことだったと思いますけれども、お亡くなりになりまして、その財産処分の代理人の方から私のほうに「あの家を佐川町の役に立つということであれば寄附してもいいが」というようなお申し出がありました。

本来、代理人はこの家屋敷を売却して、永代供養に充てるつもりではなかったかというふうに思っておりますけれども。私は、早速この話を町長に相談すると「そりゃあえい、広井勇の記念館にしよう」ということで、寄贈を受けたいきさつがあっております。

そしてそれから家の中を片付けまして、広井勇の資料収集を始めたわけではありますが、何せ、11歳のときに、家庭の事情によりまして東京の親類に、頼ってというか預けられて上京をしまして、その後札幌農学校、あるいはアメリカ留学など世界中点々としておりまして、なかなかその資料収集と言いましても無理がありました。

顕彰事業として平成25年に実施した広井勇生誕150年、このときも青山文庫の藤田学芸委員さんが、国交省小樽事務所や東京大学、あらゆるところから資料を借り受け、やっと実施できたものです。そして、テレビでは広井勇の生い立ちや、その功績について5回に

わたって県下に放映をいたしました。

その後、私も退職し、気にはなっておりましたけれども、しばらくして先の方から「あれはどうなりゆうが」というふうに聞かれたわけでありまして、私もちょっと、あちこちから聞いてみました。ところが、あの家は今、観光協会の事務局長が住んでいるにかわらんということでしたので、私も「えっ」と思いましたが、先方の方にはその旨を伝えました。

そして「それは少し約束が違うのでは」と言われまして、私も行きがかり上ちょっと困惑しているところであります。町長は、前町長から何か、こうしたお話をお伺いしているのか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。また、西森議員のお力添えもあってですね、広井勇先生の銅像を佐川町に建立できるようになりましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

御質問ありました件ですが、秋沢さんから御寄附いただいた建物につきまして、広井勇さんの記念館という構想があったということは、きょう、今初めて聞きました。前榎並谷町長からは、この件につきましては一切、そのような内容での話は受けておりません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

先ほど申しましたように、資料収集をしてもなかなか集まらない。コピーでさえ、なかなか集まらないという状況だったので、引き継ぎ、あるいはそういったものはなかったかと思います。この物件にしましても、法令で縛りのある目的寄附、こういう形で受け入れてはなかったはずでありますので、その用途については今のままだでもいいんじゃないかとは思いますが、その代理人からしたら、ちょっと意に反してというようなことでありますので、今、どういう状況かよくわかりませんが、町の来賓の迎賓館、そう言っても、びっしりそんな宿泊する来客があるわけではないと思いますし、何かですね、多少なりとも先方の納得のいくような使い方といいますか、利活用方法について検討をしていただきたいと思います。

例えば、次の、青山文庫なり、あるいは公民館、図書館なり、そういった施設ができるときにですね、広井勇コーナーとか何かつく

るということを先方に伝えれば、了解も得られるんじゃないかなと思いますし、このままでは私もちょっと話しには行きづらいというふうに思っておりますので、そのあたりのお考えがあれば御答弁をいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。きょう初めてお伺いした内容ですので、代理人の方ともお会いしたことはございませんし、一度西森議員にもお骨折りいただいてですね、一緒にお話しをさせていただければなあというふうに思っておりますので、ぜひ、お力をお貸しいただきたいとそうように思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

次に、財産というようなことで、この財産関係に入りましたので、次には桜座、この桜座の駐車場内に1カ所と、国道沿いに1件借地があって、恐らく年間120数万を支払っているのではないかと思いますけれども、その後買収されているかもわかりませんが、今あるかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。これはどなたでも。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。今現在も、お二人の方に年間の借地料を支払っておりまして、借地をしておるという状況になっております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

現在もあるということでありましてけれども、これは、あそこを造成し桜座を建設するときからと言いますと、もうあれが8年くらい、平成8年くらいに着工したんじゃないかと思っておりますので、随分たっておりまして、借地料もずっと払っております。地価も下がっておりますので1回は契約更新をしたんじゃないかというふうに私も記憶はしておりますけれども。これを、あの桜座がある間、あるいは耐用年数を超えてずっとあるとなると、ずっと払わないかんということも大変だろうと思っておりますので、財政的に体力のあるうちに、多分120数万ばあ払っておりますので、もうとうから本来なら、買ってあれば済んでいることだと思っておりますので、買い取ったらどうかと思うところであります。

これは相手もあることですので、なかなかそうは簡単にはいかん

かもわかりませんが、私が以前交渉していたときには、もうそろそろ、売ってもえいというような話になりかけておりました。しかし、その後すぐにですね、名義人が突然お亡くなりになりました。私も退職したこともありまして、そのままになっているのではないかと。恐らく交渉も行っていないんじゃないかというふうに思っております。両方とも、恐らく名義人はもうかわっていると思います。

いくらで話がつくかもわかりませんが、ぜひ、そうしてもらいたいと思います。いくら払っているのかちょっと見てみようかなと思ひまして、桜座と教育委員会、ここらあたりの予算書を見ましたけれども、どこにもない。先ほど、総務課長から答弁をいただきましたので、総務課の、恐らく私も見てみましたところ、総務管理費の2-1-3の14の、この土地会場借上料159万9千円、この中に多分入っているんじゃないかなというふうに思っております。

こうした、半永久的に借らないかん、ずっと借っていないかんようなものにつきましたは、もう買い取ると。あそこの桜座の場合も、買い取りができない場合は、あれ藤原健祐さんのところの入口のところに面しているところだと思いますけども、1回返してですね、そのイベントとか催しのあるときだけ借り上げるというような形にしたらいかがな、これは相手が了承するかどうかわかりませんが、埋め立てのときにもちょっと、いろいろごたごたがあつて土地だったですので、相手がどう言うかわかりません。

ほかにもこういった、半永久的に借らないかん、借っちゃかないかん土地がありましたら、もう際を立てて、買収するようにしたらいかがと思います。またその反対にですね、あちこちに不要な土地で遊休土地がありますので、これはもう売却したらと思うところですが、町長の見解をお伺いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず桜座の借地に関しましては、西森議員今おっしゃられましたように、西森議員が下打ち合わせをいただいているという話を職員から聞いておりましたので、総務課のほうに、ぜひ購入をさせていただく手はずをとっていただくということで、今、総務課のほうには、担当のほうには話をしておりますので、ぜひまた西森議員のですね、お力をお借りしたいなあとい

うふうに思っております。

また、町有財産の処分につきましては、私就任以来ですね、不動産にかかる資産台帳も私のほうで見まして、もう不要なものはどんどん処分していこうということで、これまでの間にも、議会の皆様の了解も得て処分した土地もございますし、今、町営住宅になったところをですね、解体をして順次売却も進めておりますので、基本的には、もう使わない土地とかですね、もう町として明らかに不要だというものに関しては、議会の皆さんの御了解を得た上でですね、売却のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長のお考えはよくわかりました。いずれにいたしましても、町有財産の適切な管理、運営につきましてはよろしく願いをいたします。

次に、定員管理と職員任用等人事管理についてお伺いをいたします。

このことにつきましては、先の3月議会におきまして質問したところであります。その際、町長答弁では、職員数は他の類似団体に比べてかなり少ないほうである。最終的には私が、職員数に関しても予算の執行に関してもしっかりと責任をとっていく覚悟であるという答弁がっておりますが、私が、それではどこの類似団体に比べて、どの部門がどれだけ少ないのか、また高知県内に類似団体、類似する団体がどこかありますかと質問をしたのに対しまして、町長は県内に類似団体があるか、今のところちょっと記憶にない、わからないというような答弁だったと思います。

私は、こういう町長の答弁の中では、類似団体、このことについて議論に入っていけないと思ひまして、私のほうから、類似団体については県内にはない、四国には今のところⅢ－2に分類される団体は佐川町を入れて5つ。全国でも合併が進んだ今は48。こうしたことをるる説明をし、なお、職員数の多い、少ないは、このいわゆる類似団体との単純比較をするのではなく、総務省が言っているように、なぜ自分の団体が職員数が多いのか、またあるいは少ないのか、気づきのために活用し、単純に比較してはいけない。こういったことを申し上げたところでもあります。

そして人口、面積、決算額などの統計数値を利用した算式による職員数を算出する定員モデルあるいは定員回帰指数、こういったも

のを多面的に分析してくださいと。佐川町の職員数は決して、私は少なくないと思う。きちっと分析して分類してください、とうとうふうにお願いをしてありましたけれども、その後、とうとうふうに分類をされ、分析され、町長はどういう認識に至っているのか、少し伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町長に就任してですね、1年目だったと思いますが、総務課の人事担当の職員から、その類似団体に関する表を見せていただきました。前回の答弁のときに、済みません覚えておりませんと説明をさせていただきましたが、私の記憶力がやはりまだまだだなあというふうに思いまして、大変反省したところではあります。

そのときの、1年目のときの説明でですね、いろいろな計算もしてですね、類似団体の比較でもですね、いろいろな判断ができるんですよという説明を受けました。そのときに、類似団体と比較をするとですね、あ、確かに少ないのかなという判断をしたことがあります。

前回、西森議員からいろいろ御指摘、御指示もいただきましたので、総務課のほうでですね、また検討をして、あ、なるほどそういう算式の仕方もあるんだなということは勉強させていただきました。大変勉強になりました。また今後ともいろいろ教えていただきたいなあというふうに思っております。なお、詳細につきましては総務課長から、どのような検討をしたのかというのを説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。以上です。

総務課長（麻田正志君）

御説明をさせていただきます。今回、前回の一般質問でお教えいただきました総務省が参考資料として提示しております定員モデル、定員回帰指標、類似団体別職員数、この3つの指標のうち、定員回帰指標、こちらのほうで分析のほうを行いました。その結果でありますけれど、一般行政部門の職員数、これは教育、消防、公営企業、特別会計職員を除いたものということになりますけれど、この一般行政部門では、算出された職員数と同数という結果でありました。

また普通会計部門の職員数、これは先ほどの一般行政部門に教育、消防を含めたものということになりますけれど、この普通会計部門

では、算出された職員数より 2 人少ない結果ということになっております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、同数あるいは 2 人少ないという答弁がありましたけれども、ここにですね、これは四国 4 県 56 町村の、これ決算カードです。決算カードでは、大体のことは出ています。大体といううちにほとんど全ての情報がこれに網羅されています。これは私は、38 市もっております。四国 4 県 94 市町村の決算カードがここにあります。

ですから、この中で、見たらわかると思いますけれども、委託それから一部事務組合へのこういったもの、佐川町随分、一部事務組合へも、し尿処理、消防、いろいろ、一部事務組合で処理しています。一部事務組合にもたくさんの職員がいます。その経費、これは恐らく佐川町が 48% くらい出していると思います。その職員をですね、消防なんかも総務部門へ入れると、そのあたりの分析もきちっとされているかお伺いします。

それで民間へも、ごみ収集、こういったものは委託に出しています。あれも 3,800 万くらいの経費がかかって、4 千万弱かかっていると思います。御答弁願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。今回算出させていただきました定員回帰指標、こちらのほうでは、広域の事務組合の職員のほうは含めて計算をしております。ただ、ごみ収集と、その他のし尿処理の民間委託につきましては、こちらのほうには反映されておられません。今回は、一部事務組合の職員数を入れて定員回帰指標のほうで算出をしております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

ほかにもカウントをしなければならないところがありますので、その今説明された数値では、とても納得できるようなものではないです。

例えば、ごみ運搬、家庭ごみのあの収集事務を自前でやれば、多分、3～4 人は必要です。都合のええところだけカウントしたとは言いませんが、昔の悪い言葉で言えば「〇〇落ち」と、こういうようなことに、もう、今聞いてすぐわかります。しっかりと分析をしてください。また、このことについてはちょっと聞きますけれども。その、今、分析されたということですがけれども、今言いましたよう

に決算カードとか、いろいろデータはたくさんあります。

ところで、佐川町がですね、これどこともそうだと思いますけれども、定年退職者、この方は、どこの市町村、私が聞いているところでは職種がないということでお断りをしているところもあるようでありますけれども。佐川の場合はほぼ全員を再任用しています。これは、雇用と年金の接続のためであり、当然のことでありますけれども。このキャリアの豊富な職員が退職をした翌日、4月1日から引き続き勤務しているわけでありますから、どこに配属されても即戦力ということはもう間違いないと思います。

ですから私が今言っているように、職員数が多い、こういうことにつきましては、人事院のほうから、佐川町のようにフルタイムではないにしても、週1回休みがある短時間勤務職員、この職員は定数制限の対象ではありませんけれども、つまり、定員外であります。しかし、再任用職員を雇用することによりまして軽減される常勤職員の業務量に見合う定員を削減することが基本であると。この通達が人事院から出ていると思いますが、このことにつきましてはどうなっているのか、どなたでも構いませんので御答弁をお願いします。

総務課長（麻田正志君）

まず最初に、人事院からの通達というのは、申しわけございません、ちょっと私のほう、そちらのほうはちょっと承知しておりますので、また確認のほういたします。

あと、再任用の職員につきましては、先ほど西森議員がおっしゃられたとおり、年金等の接続あるいは経験と、そういうことを踏まえて再任用にするかどうかの決定ということを通して採用しておるということになっております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

確認をしていないということですが、これはもうすぐわかることでもあります。もう大分前にこれは出ておりますので、これはもう当然知っちゃかな話にならん話でありまして、しかしまあ佐川町におきましては、これに逆行しているというか、無視して、今の答弁では知らなかったということになろうかと思っておりますけれども。この3月議会でも総務課長答弁によりましたら、平成29年度は131人、30、31、32年度は132人、33年度は131人と、まあ人事院の言うように本当は減さないかん。定数にこそカウントされない職員でありますけれども、週1回休みなだけで、ほとんど毎日来てい

る。常勤職員が有休をとったと同じような状況であります。人事院の言うように、減すべきところを増やし続けていることになっているわけでありす。

こうした職員数につきましては、いろんな方が危惧されておまして、平成 28 年 6 月議会でも邑田議員が、これからは交付税も減るし、人口も減り税収も減る。職員を雇えば職員は法令によりしっかり身分が守られる。民間のようにリストラはできない。職務遂行には、たくさんの再任用職員がいるので職務遂行には問題がない。もうことしの採用は見送るべきであると、このように訴えているのに対し、結果としては、退職補充をオーバーして採用している。

その後も補充以上にオーバーし続けている。しかも、3 月議会で聞いたところによると、臨時職員も 149 名いる。こういう状況下であって、平成 30 年度、今年度末の定年退職者は 4 人とお伺いしておりますけれども、こんな状況でありますので、採用は見送るべきだと私は強く思います。

佐川町には、打ち出の小づちあるいは埋蔵金、こういった便利なものはないのであります。もう、財政は長く持たない。こんなような危惧は町長も、基金は底をつく恐れがあると 3 月議会で言っていたとおりであります。予算が組めなくなるような状況になっては大変ですので、職員は採用すべきでない、再任用するならばですね、と思いますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、総務課のほうでですね、来年度の再任用の希望について調査をしております。再任用の希望者の数も踏まえてですね、今年度の退職者の数も踏まえて来年度採用の人数を決めていきたいと思っております。退職者の中には給食センターの職員もいますので、専門的な能力を有する人材が必要となる場合もございますので、トータルで考えて、来年の採用については担当課としっかりと詰めていきたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

給食センターの調理師が 2 名ほどおることも承知はしております。私は 3 月議会でも申し上げましたように、町民は、これは一般職員のことですけれども、増え続けてもう庁舎いっぱいになっているような職員の状況を見て、このお金の使い方、職員数とお金の使い方、給料も含めてですが、大変危惧をしているところであ

ります。

このことにつきましては5月に、各地区を回りました議員懇談会でも大変厳しい意見が出されていたところでもありますので、この報告書につきましては、今、事務局で調整をしておりますので、でき次第、町長のほうに届くと思います。しっかり目を通していただきたいと思います。

こういう状況が続いて、今まあ採用するかしないかはまだはっきり決めていないというような状況にあらうかと思いますけれども、こういう状況が続いていきますと、議員発議によりまして、人事院の方針に従って定数削減、9月にでもこれはやらないかんというふうに私は考えているところでもあります。これは決して議会の横暴とかいうものではなくって、人事院の指針に沿った考え方でありまして、それを具現化することでもあります。

よく給料表の改訂、こういったときには、人事院の勧告、こういった錦の御旗をもらったように問答無用のように説明があるわけでもありますけれども、この点について町長はどういうふうにお考えか、再度お願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。人事院の姿勢ということですか。人事院からの勧告等をですね、詳細に私が全てを見ているわけではございません。西森議員のおっしゃるようになりますね、無駄なお金は使わない、貴重な財源でありますので大切にお金を使わせていただくという姿勢は、少しも私はぶれたことはないというふうに思っております。役場の職員に対しても、自分の財布からお金を出すのと同じような気持ちで役場のお金、税金を使ってほしいと。無駄をしないでほしいということは日ごろ伝えております。

職員数に関しましては、私が就任をしてから増えてきております。再任用の職員も採用をしております。私は現場の声を聞いてですね、特に健康福祉課の業務が業務量がどんどんどんどん増えてきております。その中で、保健師さん、専門職の職員を増やしたという内容もあります。保健師さんは今、産休、育休でですね休まれている職員の方もいます。その中で、気持ちよくみんなが仕事ができる、育休、産休をとるのも、もう気持ちよく休みがとれて、みんなが支える、そういう役場、チーム佐川町役場ですね、それをつくりたいと思ってずっと取り組んできております。

その中で、まだまだ至らないところもあるかと思います。経験豊富な西森議員には、これからもですね、いろいろなことを教えていただいて、佐川町役場のあり方をぜひ一緒に考えさせていただければなというふうに思っております。ぜひ、御指導をお願いします。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ただいまは、もっともらしいような答弁がありましたけども、お金の使い方につきましては、しっかりと指導をしていただきたいと思います。町民の目には、湯水のように使っているというふうにつっている人が非常に多くいます。いずれにしても、定員管理や人事管理につきましては、これからも随時質問をしていきますので、しっかりとよろしく願いいたします。

次に、任期付職員の採用についてであります。このことに関しまして議事録をばらばらと見ておりましたら、平成 27 年 9 月議会で、坂本議員が、任期付職員採用法の普及について総務省からの通達を踏まえ、保育士の任用制度を改めるように求めています。

これは、地公法、地方公務員法第 22 条で任用すれば、6 カ月しか発令ができないことになっています。再度発令をしても 12 カ月しか発令できません。これを改めまして、任期付職員採用法により、必要な人につきましては 3 年間できますので、このようにしていただきたいという趣旨だったように思います。

坂本議員も、保育所所長時代にはゼロ歳児や 1 歳、2 歳児の対応について保育士の確保に大変苦労した思いからだったと思います。この坂本議員の質問に対しまして、当時の総務課長の答弁は、条例を初め法令の整備がまず必要、とこういうふうに答弁をしております。それはまさにそのとおりであります。そして現在は、条例も整備され、その運用については、チーム佐川に、植物関係に携わる職員を 1 名任用していると聞いています。

しかし、保育士の任用はなぜ地公法でなければならないのか。現場にちょっと聞いてみますと、総務課のほうで 6 カ月と言われちゃう、とこういうことであります。ちなみに現在、黒岩保育所には園児が 34 名。うちゼロ歳児が 4 人、1 歳が 3 人、2 歳が 7 人、正職員 5 人、臨時パートの保育士が 11 人います。また永野保育所には、園児 27 名。うちゼロ歳が 2 人、1 歳 2 人、2 歳 4 人、そして正職員が 5 人、臨時パート 15 人の保育士がいます。

今、近隣町村でも、保育士は本当に引っ張りだこのようでありまして、確保がなかなか難しいようであります。なぜ、必要な期間を任期付職員として、人によっては1年、あるいは2年から3年まで、こういうふうに任用できないのか、その理由をお伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。任期付職員として採用できない理由ということでありましたが、任期付職員のほうにつきましては、対象業務を一定の期間内で終了することが見込まれる業務、そして一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務というふうに確か、なっておったと思います。このようなことから、業務の進展に応じまして、当該業務の周期を確定していったりとか、業務量の変動予測に基づきまして、体制強化の周期あるいは体制見直しの時期などを決めるということが可能ということでありましたら、この任期付職員の採用ということのこの制度は私は可能であるというふうには考えております。

ただ、今現在、総務課のほうでは、この任期付採用職員になります場合は、フルタイムの場合は定数内というようなこともありますし、定数外となります短時間の場合は週のうちに何日か勤務できないなどの課題があるということもあるんじゃないかなろうかというふうに考えております。

総務課のほうでは、現時点では、昨年、地方公務員法と地方自治法の一部が改正されました。この改正の趣旨といたしましては、地方公務員の臨時非常勤職員は、総数は平成28年4月現在で約64万人と増加しておると。また教育、子育て等さまざまな分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手になっておると。このような中、臨時非常勤職員の適性な任用勤務条件を確保することが求められており、今般の改正を行うものが改正法の趣旨というふうになっております。

そして、この中では一般職の会計年度任用職員制度を創設しまして、任用服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものというような内容になっております。

総務課のほうでは現時点では、この会計年度任用職員としての対応ができないかということを検討しようと、今は考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

総務課のほうからは、それらしい答弁がありましたけれども、私に言わせましたら、全くの方便と思います。なぜならば、確かに、今説明があったとおりはとおりです。しかし、今私が言いましたように、ゼロ歳児、こういうことを言いました。問題があるのはゼロ歳児と1歳、2歳児の対応であります。3歳になれば、ゼロ歳児は3対1であります。1、2歳児につきましては6対1であります。要するに3人に1人、1人に6人、こんなようなことになりますので、もうわかるわけです。年齢が過ぎたら、保育士の数が20人対応とか1対20とかなっていくわけですので、その辺の要件は簡単なことなんです。満たします。

ただ、その3条、2条で雇うと、定数にカウントされるわけです。ですから、そのあたりの折り合いもありますけれども、この制度を普及させないと、やっぱり一定させないと、総務省からまた、またといううちにしょっちゅう、この普及啓蒙についての通知が来ているんじゃないかと思います。その今の総務課長の答弁では納得できませんので、そのあたりはしっかりと精査をしてもらいたいと思いますが、どうですか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。今、お答えできるのは、この再任用制度、先ほども言いましたような課題とかもありますので、いろんなことの課題とかを見つけて、どのような対応がいいのかということを考えていきたいということになります。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

任用法の第5条で雇えば、問題ない。佐川町条例4条で雇えば定数にカウントされない。その部分はですね、短時間勤務で1日休みとか、8時間くらいなカット、休みになるわけですので、それは保育士の方とも相談をし、カバーする職員も、保育士の方も必要となるわけであります。

いずれにしてもですね、保育士の採用は、採用といううちに、心当たりを頼ってですね、須崎とかあちこちの縁手から探しているということであります。佐川町もことしの3月3日には、子育てしやすい町宣言をしております。こういう状況でありますので、保育園ともよく協議をして保育所長の負担を少しでも軽減していただきたいと思いますが、町長の見解をちょっと、お伺いしたいと

思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。保育士の職員についてはですね、私が就任したとき、就任する以前から今の形態での保育士の運用と、運営になっているのではないかなあというふうに思っております。坂本議員からは、たびたび御質問もいただきまして、大変本当に、何て言いますか申しわけないなあという思いになることもあります。これだけ大切な仕事で、臨時職員さんが多くてですね、正規職員と同じような役割で仕事をしていただいているというのが、もうずっとの佐川町の保育所の運営の実態であります。

ただ現在、定数ですね、佐川町の定数の関係上、増やすということもできない状況であります。さまざまな観点から、総合的に判断をしなければいけないなあというふうに思っております。ぜひ、西森議員がですね、もう長く佐川町役場での経験も豊富にございますので、またいろいろな視点を、また新しい視点もですね、教えていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

3 番（西森勝仁君）

この任期付職員採用法は比較的新しい法律でありますので、初めてのころは普及しなかったと思いますし、今はもう情報もいっぱいありますので、この制度の趣旨に沿った利活用ができますよう、よろしくお願いいたします。

次に、安心安全できれいなまちづくりについてお伺いをいたします。

昨年 12 月に、私のほうから、防犯カメラの先進地事例として神奈川県清川村の防犯カメラの設置による犯罪防止や不法投棄、あるいは行方不明者の捜索等に非常に役立っている防犯カメラの設置による効果を、その事例を挙げながら佐川町でも安全安心につながる、このまちづくりの一環としてその設置について政策提案をしたところであります。

また、きのうも、一般質問の中で、尾川地区からの要望もあったと聞いております。昨年の 12 月の町長答弁としては、今は住民からそういう声は聞いていない。そういう声が上がってきたときには、警察と相談し、国の交付金、県の補助金を活用して整備する、こういう答弁をいただいておりますけれども、その答弁に間違いはない

か、今一度、町長の御見解をお願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。その前回の答弁と、現在も全く変わりはありません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ありがとうございます。大変ありがたく力強い御答弁をいただきました。

ところで佐川町では、以前にも申し上げましたように平成7年2月15日に、このころだったと思いますけども。高知新聞では、中村のほうで起こった子供の誘拐犯人が、佐川町の公園の公衆電話から身代金の要求電話をしていた。このさなかにたまたま特急列車が通過した。この音を警察がキャッチして、場所を特定し、スピード逮捕された。こういった記事が載っていたわけでありますけれども。

このほかにも佐川町では、昼までいたおじいちゃん、おばあちゃんが夕方になっても帰ってこない。情報ではいろいろあるけれども、何が本当やらようわからん。少ない情報の中で錯綜し、そしてこういった中ではピンポイントでは探すことが難しい。足が悪いからそう遠く行けるはずがない。家族はそう言っていたわけでありますけれども、保護されたのは、どうやって行ったかわかりませんが久万町まで行っていました。このケースは、見つかったからよかったものの、まだ発見されていない方もおいでます。

また車の盗難事件も何件かあっております。最近では、事件こそなっていないけれども、被害者がいないからいいようなものの、不審車両や不審者情報も相次いで寄せられておりまして、教育委員からも情報提供を呼びかけております。これは、きのう教育長からの答弁があったとおりであります。

住民は、ひょっとうちの子供が、あるいはうちの孫が、こういうふうに変な不安がる方も増えておりまして、今まさに防犯カメラの設置の要望は高まるばかりであります。

そして4月15日の佐川地区41自治会では、41自治会の総会ではありますが、この会では、防犯カメラの設置を町に要望するということ満場一致で決定をいたしました。さらに4月29日には、佐川町全体の自治会長会総会がありまして、私が動議を提案し可決されまして、近く要望書が提出されることとなっております。この動議の決定につきましては、町長あるいは執行部全員の方がおいでました

ので御承知のことと思います。また、佐川小学校 P T A でも今度、会議で議題に上がるやに聞いております。

こうした状況の中で、12 月議会の折、私がカメラ 1 機いくらくらいかかるか、これは町長が今のところ要望を聞いていないのでやるつもりはないという感じだったので、私がカメラ 1 機はいくらくらいかかるか、また国や県などの補助金はいくらあるのか、こういったものを執行部も並行して下調べをしておいてください、というふうにお願いをしておりましたが、その後、どういうふうになっているのかお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。自治会長会の総会でも、防犯カメラに対しての要望、意見集約がございました。また、今後開催する予定の役員会でもその防犯カメラのことについてですね、話をすると担当課のほうから聞いております。

4 月、5 月には不審者の情報もありまして、緊急的に関係者、警察署も含めてですね会、協議をいたしまして、私のほうから緊急的な防犯カメラの設置ができないかということも提起もしました。

警察のほうでも、同じように今、県警の本部のほうでも動いてくれてまして、警察のほうで緊急的な防犯カメラの設置を検討するという話にもなりました。

昨今のいろいろな事情の中でですね、住民の皆さんからの声も、プライバシーも気にはなるけれども、やはり防犯上防犯カメラがあったほうがいいんじゃないかという声も届いております。役場としては、前向きに、この防犯カメラの設置については進めていきたいと考えております。

担当の総務課のほうには、国の制度ですとか、県の制度ですとか、防犯カメラにかかわる制度、どういうものがあるのか調べてですね、警察署とも相談をした上で、町内の設置箇所数はどのぐらいがあればいいのか、また自治会の皆さんとは最終的にいろいろと協議、相談もさせていただかなければいけません、その準備をしておこうということで、今、総務課に指示をちょうど出しているところであります。もう少し時間をかけて煮詰めていきたいなあというふうには思っております。今、役場としては、そういう状況でございます。

以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、総務課のほうで収集している情報、これがあればお知らせ願いたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。私のほうでまだ、収集しておるのはまだカメラのカタログでありますとか、どのようなカメラがあるかという程度での収集しか、まだようしておりません。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

12 月から 6 カ月たって、何もしていない。こういう状況だと思います。新潟の小学 2 年生の少女の殺害事件のときもテレビのコメンテーターといいますか、なにが、いまどき日本に防犯カメラのないところなんてあるんですか、というような話をしておりました。今、総務課長のほうからは、カタログくらいのもんやと言いますが、防犯カメラ、これはもう今の時代、ハイビジョンカメラでなくてはならないわけでありすけれども、設置場所によって費用は若干違います。

しかし、これは、ハイビジョンカメラというのは結構高いところ、ズームでかなり引っ張れますので、カメラの位置なんかはなかなかわかるようなところではないわけですが、このカメラ、大体 1 台設置するのに 60 万円程度がかかるようであります。このうち国の交付金、これが 45% あります。そして先ほど町長が言いましたように、高知県警の生活安全課が窓口となっている、高知県街頭防犯カメラ設置等推進事業、この補助金が、町が事業主体ならば 3 分の 2 もらえることになります。

ですから、単純に計算をしたって、なんぼし費用がかからん。すぐにでもできると思いますけれども、来年の当初予算に盛り込むにしましても、そのカメラを効率よく設置する場所、12 月のとき私は、佐川に出入りするには須崎から来るにしてもトンネル、高知から来るにしてもトンネル、加茂のところにも鉄道の下に小さいトンネルがある、松山から来るにしてもトンネルがある。だから効率よく設置できるのではないかという話もさせてもらっております。

しかしそれだけでは、あのトンネルのじき上へつけるんじゃないかって、もう 30 メートルも 50 メートルも上につけます。それで全町を全部をカバーしていくわけですが、こういった場所につきましては、専門家の方の御意見も当然聞かなければならん。ですか

ら、早めに準備しよらな間に合いませんよと。

ちなみに、私が先進事例として、静岡の例も言いましたけど、清川村の場合は面積が、佐川の 10 分の 7 くらいなもんです。そこで、あそこは大した、山が 80% のところですので、道も、幹線道路のようなものは 3 本しかない。こういうところでありましてけれども、最初 13 基のアナログのカメラだったと思いますけども、それ 13 基つけて、あとハイビジョンカメラに切りかえているようでありまして、恐らく現在は 15 基を運用していると思います。

このカメラの、防犯カメラの件につきまして、黒岩でも議会懇談会のときに、ある方が、そりゃ黒岩もそりゃ 4 つ 5 つはつけてもらわないかん、具体的に場所も向こうは言うていましたけれども、ここでそういうことを言うのは差し控えますけれども。佐川町の場合やったら、大体、私が勘案しますに、20 から 25 くらい必要だと思います。けど 1 台はそんなにかかりません。ですから、もう早急に予算をですね、町長が指示をせにやこれ誰っちゃ動く者はおりません。お願いします。もう 1 回、御答弁をお願いします。必要な要求というものは全て私がまとめて上げてきます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。必要な要望とおっしゃいますのは自治会とか P T A の要望ということだと理解をさせていただきますが、役場としても前向きに取り組んでいきたいと考えております。改めて担当の総務課にはですね、私からも指示をして、しっかりと準備を進めるようにしたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

前にも言いましたけど、議会議員は住民の代表であります。しかし、町長は自治法の根拠にもありますように住民の代表ではありません。住民が直接選挙で選んだ行政の執行者であります。ひとつよろしくお願いいたします。

次に、J R 佐川駅前、あの広場の舗装の件であります。誰が見たって、これが佐川の表玄関かや。こういうふうにいぶかしがるほどひどい状況であります。

町長も 12 月議会で、現地を確認の上 J R 四国と相談する、こういう答弁をいただいておりますので、現地は見ていただいたとおりでこぼこの上、まるで生け花に使う剣山の上を歩いているようなもので、運動靴なんかで歩くと、足の裏がとても痛い。ビーチサンダ

ルなどでは歩けるような状況ではありません。地元の人でも、夜なんかは余りでこぼこがあるもんでけつまげるので、夜は通らないそうです。

こんな場所で、大型観光バスからおろされた観光客あるいは列車から出てきた人は、とてもびっくりしていると思います。文教のまちを標榜する、そして観光客を誘致する、この文教のまちの佐川には、とても恥ずかしいような状況であります。利用するのは、町にお金を落としてくれる観光客あるいは町民です。ＪＲとどんなようなお話になったのか、御答弁をお願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

御質問にお答えいたします。以前、西森議員からですね、この問題につきまして一般質問をお受けいたしました。その後、ＪＲ四国とはですね、このＪＲ佐川駅の南口といいますか広場、がでこぼこになっているという話をお伝えをしております。

ただ、現時点でＪＲ四国側の対応については、返答はいただいておりません。今回また御質問いただいて、６月に入りまして再度ですね、ＪＲ四国側のほうにもお伝えをしております。基本的には、敷地といたしましてはＪＲ四国の敷地となっておりますので、担当課といたしましても、そのＪＲ側の回答を待って、現在、待っているというところでございます。以上です。

３番（西森勝仁君）

町長は、現場は当然、確認はしていただけてますよね。チーム佐川推進課長から説明はいただきましたけれども、これはやっぱりね、首長が行かんとね、つちはきかんがですよ。やっぱり町長に行ってもらわんと、これは全然話にならんと思います。

敷地は、今答弁の中にありましたが、当然ＪＲの敷地でありますけれども、私が得ている情報では、ＪＲ四国には大変失礼ではありますけれども、ＪＲ四国のほうには恐らくあれを舗装するような余力はない。財政的に無理ということであります。ないんじゃないかと思います。

確かにあれは、ＪＲ四国の広場でありますけれども、あそこにかかっている橋、あれはどこの管理する橋か御承知か、御答弁願います。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 24 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 番（西森勝仁君）

あの橋、あれは佐川町の管理する橋です。私もまさか、あれは町の管理する橋ではないというふうに思っていたところ、住民の方々からは、「あれはＪＲやお」言うたら、「違う違う、見てみいや。佐川町で書いちゃある」と。ですから、後ろのほうで誰かが今言いよりましたけど嶋崎議員さん、これは、元国鉄のＯＢでありますので、頼っていろいろなところからできるだけ安くやってもらおうと思ひまして 10 年くらい前に、全面的にあれを直しました。

あの橋は、あの広場を通って行かんと全然機能しない橋でありますので、あれはＪＲじゃ、これはこっち、あれはそっち、というようなことなく、前向きに進んでもらわんと、いつまでたっても舗装はできません。こうした事例につきましては、例えば高知市の野球場にナイター設備ができています。あれも高知市の施設ではありますけれども、財政出動は県がしたというふうに思っています。全くこれと同じ考え方でいいんじゃないかというふうに思ひます。

あそこを全部いうたら大変ですけれども。本当に路面の悪いところは、20 メーターの 30 メーター、約 600 平米くらいじゃないかと思ひます。あそこは大きい車も来ますので、基盤からの整備も必要と思ひますけれども、平米 3 万、3 万からちょっとかかるとすると、約 2 千万弱、このくらいだと思ひます。これは田村課長にもちょっとお力を借りたいと思ひますけれども。その程度で済みます。町長の言う安心・安全はまず足もとから。ぜひともこれを実践していただきたい。

あそこでけつまげて、あるいは観光客が剣山の上を歩きよってけがをすることのないように、何とかよろしくお願ひします。本当に、観光客は非常に増えています。あとはちょっとした整備をして、もっとお金の落ちる仕組みをつくる。これが急務であります。これは非常に、よろしくお願ひしたいと思ひますので、町長の御決断をちょっとひとつ。あしたでもＪＲへ行てくらあよ、と言言うてもら

いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。できましたら、この夏、高松に行く用事もありますので、高松に行った折にＪＲ四国を訪ねてですね、できたら社長さんにもお会いをして、こういう話が議会でも出てますと、町民の皆さんの希望でもありますということを伝えてお願いをしてまいりたいなと考えております。よろしくお願いします。以上です。

３番（西森勝仁君）

そのことは伝えてもらっても結構ですけど、ＪＲがようせらったら佐川町でやるけ構んかよと、ここの辺まで言うてきてもらいたいと思います。いかがですか。

町長（堀見和道君）

そこはもう一度立ち止まって、考えさせていただきたいと考えております。以上です。

３番（西森勝仁君）

スピーディーに、ええ結果が出るようによろしくお願いします。

次に、行政広報あるいはカレンダー、こういったものについてありますが、以前にも住民の声としてお届けをいたしました。ことしのカレンダーにつきましては３月議会でする指摘をしてきたとおりであります。町長も、そのときには、担当者から起案段階ではこのようなものは決済できない、遅れてもいいから見直しなさいと指示を出した。こういう答弁でありましたけれども、結果は各家庭に配布されたあのようなものとなっていました。

私が、二束三文以下の代物、およそ税金を使ってまでつくるものではない、こういうふうな指摘をさせてもらったところであります。チーム佐川推進課長のこの答弁の概要はブランド戦略の一環として従来のスタイルを変えたという説明があったように記憶をしております。今まで歴代の担当者が文教のまちのカレンダーをつくるために、一生懸命、熱意と努力でこつこつと努力し蓄積してきたノウハウ、改善してきたノウハウ、こういうものが地に落ちたように感じます。

住民が言っているのは、何も、気に入らないからやめてくれ、これは町長答弁にもありますけれども、何もこういうことを言っているではありません。見にくいから、使いにくいから、使いやすい

ように、見やすいようにしてくれ、農協のカレンダーがずっとまし、このことにつきましては、この前も言ったとおりであります。

しかしですね、ことしの予算、この予算見積書で博報堂からもらったコピーがあります。ここに、こういうふうには博報堂からのコピーを、これ全部、いろいろなものですけど、あります。この中にですね、先ほども言いましたが、ブランド戦略の一環という説明がありました、しかしですね、ことしのこの予算見積書の中では、この地域ブランド、この構築業務 540 万とあるわけでありましてけれども、その内容をチェックしますと、これ 4 つあります。

1 つ目がブランド構築事業として、これが丸ごと植物園構想であります。2 つ目が 365 日ウェブサイト運営、これは何しゅうかようわからんわけですから、これからちょっと、いろいろちょっと教えてもらいなり調べてみたいとは思っております。3 つ目がロボット動物園キット開発と、中学生向け新プログラムの開発。4 点目が報告書作成。これで 540 万となっております。

この中には、このカレンダーにかかわる経費、こういったものにつきましては、プランナーもディレクターもプロデューサーも誰一人その人件費、そうした経費というものは計上されていませんし、入っていません。ですから、ことしは、文教のまち、歴史のまち、植物のまち、こうしたものにふさわしい本当の佐川町独自のため、そして町民の役に立つオリジナルで手づくり、ぬくもりのあるカレンダーがつくれる、こういうふうに思っています。

そのためには、今から写真を集めたりいろいろな準備が必要であります。私は決して、新しいことにチャレンジすることをとめている、こういうものではありません。私は前から何事にも失敗を恐れず果敢に挑戦してほしい、こういうことを言ってきたわけでありまして、改悪だけはよう注意してほしいと、こう言っているわけでありまして。

るる言ってきましたけれども、ことしは博報堂の余分なアドバイス、こういったものをもらうことがなく、金太郎あめのようなこういうものを、できることはないと思います。下手なアドバイスを受ける必要はない、こういうふうに思っています。

役場には、センスのいいそして優秀な職員がたくさんいると思っています。佐川町のシンクタンクであります。独自で、今までのノウハウを生かして、町民のためになるカレンダーをつくっていただ

きたいと思いますけれども、町長、今度上がってきたときには、差し戻すことのないような決済ができるものをお願いしたいと思いますが、どうですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。昨年度のカレンダーにつきましては、担当課のほうでみんな考えて出てきた内容になっておりますので、担当課長、チーム佐川推進課の岡崎課長のほうから説明をさせます。以上です。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このカレンダーにつきましては、昨年度、ことし用のカレンダーにつきましては、文字の大きさ、それから日曜日が少し見づらい朱色の色になっていたこと、そして日にちの間に枠線がなかったりというようなことで、以前その前の年のカレンダーから比べましては、少し体裁が変わっていたということで、見づらいんではないかという御指摘を西森議員からいただきました。この点につきましては、ことし作成をします来年用のカレンダーにつきましては、こういったものについては修正をさせていただいて、誰もが見やすい形にさせていただきたいと思っています。

これはブランド戦略の一環としてということで、ことしのカレンダーをつくりました。その中では、博報堂のデザイナー等々職員にですね、アドバイスをいただきながら、365日、佐川の365日をテーマとしてつくりました。これについては、さまざま御意見をいただいております。西森議員のように、見づらいんではないか、逆に悪くなったという御意見もありますし、逆に、素晴らしいという御意見もいただいております。

これはさまざま、人それぞれ、どう言いますか、考え方といいですか、がございます。いずれにしてもですね、ことし作成するカレンダーについては、役場、行政が発行するカレンダーとしては、みんなに見やすい形にしていかななくてはならないというふうに思っています。

ことしの作成の手順につきましては、現在は未定です。ですが、基本的には担当職員のほうがですね、作成をする形になっておりまして、去年度についても基本は担当職員が作成をして博報堂にアドバイスをいただいたということになっております。

ことしについてはですね、去年の反省点も生かしながら、もっと

皆さんに見ていただけるリビング等に飾っていただけるように、カレンダーをつくりたいと思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

あのカレンダーがすばらしいという声も上がってきているということでございますので、その方を御紹介をしていただいたら、私もその御意見を、感想をお伺いにまいりますので、先方とちょっとアポをとって、ぜひ会わせていただきたい。こういうふうに思います。

そして高齢化の進む佐川町にありましては、365 日か何かわかりませんが、あの小ちゃい集合写真のようなもの、あんな張りつけても、小さくってなかなかほとんどの方がもう見えません。このあたりも念頭に置いて、ちょっとアップ目の写真、結構、写真、広報なんかでもうまく使っていると私は思います。あの張りつける写真、あれ見える人がおったらちょっとまた、それは若い人は見えると思いますけど。見えません。このカレンダーについては心にとめておいていただきたいと思います。

今の紹介していただける方がおりましたら、ぜひお願いをいたします。

次に、こうしてできたカレンダーも含め広報の配布手段でありますけれども、今は職員が自治会長のところまで配送しています。平成 26 年 6 月議会で、これも邑田議員が、職員が 2 人 1 組で私のところに配送してくる。宅急便や郵便局職員が 2 人 1 組でやっていたら、とても利益が出るはずがない。役場の職員は 2 人で一人前なのか、こういう質問をしています。町長は、2 人で一人前かどうかわかりませんが、担当課によく話を聞いて調べてみると答弁をしています。

しかし、今もほぼ同じ形態で配送されていると思います。本来、このような配送業務は一般行政職のする仕事ではありません。このいきさつにつきましては私も承知しておりますけど、これは本来なら、職員がするのなら単純労務に属する職員が配送すべき内容のものでありますが、これは今も言いましたように、昔の財政事情がありまして、平成の初めか、昭和の終わりごろだったと思いますが、交付税が 16 億円台にまでカットされ、予算も各課一定の枠配分がされました。その中で、仕方なくいろいろなものをはじき出して、丸めて、苦肉の策として今までの委託業務をやめて自分たちで配るこ

とになったと思います。いわゆるハンド・ツー・ハンドというスタイルになったと思います。

大義名分につきましては、当時の総務課長の答弁のとおり、自治会長に会っていろいろな情報収集に当たる、こういったことでありましたけれども、現実はまだ置いてくるだけであります。

そして、交付税がその後、ピーク時には30億円近くまで上昇した時期もありますが、今はもうどんどんどん下がって、財務省の言うようにどんどん、総務省が多少の抵抗をしたって、これからどんどん下がっていくと思います。

この配送業務に当たっている一人当たりの時間単価、これ平均すると恐らく1,500円を超えるのではないかと考えています。もうそろそろですね、職員は本来の業務に従事していただき、こうした単純労務の業務はシルバーなどに委託したらどうかと、こういうふうに思います。そのほうがずっと安いし、地域活性化にも役立つのではないかと考えておりますが、町長の見解をぜひ聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ずっと長くこの方式で配布をしてきております。先ほど西森議員もおっしゃいましたように、自治会長さんにお会いしたときに地域の話の聞いたり、顔を覚えていただいたりと、そういういい面もあるということで、多分スタートしている取り組みだと思います。

現在、特に若い職員が主には配達に伺っているのではないかなというふうに思っております。地域のこと、あと道のこと、いろいろな地区があるということを知る上では、いい1つの手段かなあというふうにも思います。

ただ、西森議員からもお話がありましたように、見直してはどうかという御意見もございますので、一度、担当課のほうで協議をさせ、また庁議の場で、どうしたらいいかということをみんなの意見を聞き、最終的に、どういう形で広報を配布するのかということを考えていきたいなというふうに思います。以上です。

3番（西森勝仁君）

今言いましたように、一般行政職の仕事ではありません。職種が1違うわけです。ここのあたりも庁議で聞いていただいたら、各課長の意見はもう明白と私は思います。

新しい職員が道を覚える、顔を覚える、こういったことは、道はそりゃもう、わからんようなことはないと思いますが、方便だと思いますけれども。意見収集はまず、自治会長さんに会った人っていうのはほとんどいないと思います。たまたまおったら会えるくらいで。意見をまとめる、要望を聞く、これはもう絶対ないと思います。

ですからもう、早くにですね、これはもうシルバー、ほかのところがあるかもわかりませんが、個人委託でもいいと思いますし、できるだけ安いところで委託をしたら、そうやったら職員が本来の一般行政職の職務を遂行できるわけです。これは違うことをやっているわけです。やらせているわけであります。よろしくお願いします。

議長（永田耕朗君）

答弁要りますか。

3 番（西森勝仁君）

要ります。これはちょっと副町長のお声も聞きたいですので、ちょっとお願いします。来てからそう、少ないですので、個人の見解としてでもいいですので。

副町長（中澤一眞君）

お答えをいたします。私の見解ということで申し上げさせていただきたいと思いますが。やはり、行政の職員、行政の立場の職員がですね、地域を知るっていうのは、これは基本の基本であろうというふうに思いますので、先ほど来やりとりございました中でですね、役場の職員が現地に赴いて現場の方のお話を聞くという聞くこと自体は確かに意義のあることだろうと思います。

ただ一方で、やはり役場の全体の効率といいますか、生産性を考えたときに、議員お話しのございました役場の職員がですね、2人1組で、どのくらいを時間をかけて、私、回っておるのか、配っておるのか、そこは承知をしておりますけれども、それをやることの価値と、それから本来のそれぞれの職がございますので、役割ございますので、それに費やすことの価値と、どちらが優先をされるのかという問題ではなかろうかと思います。

お話を聞いておりますと、過去の財政難とかいった経緯があるということでございましたので、その当時と今との比較、ということもまた視点として必要なのかなというふうに思います。

いずれにしても、先ほど御提案もございましたし、町長も御

答弁申し上げましたように、今の現状を把握をした上ですね、こういった形が望ましいのかということを考えていく必要があるのかなと、そのように感じたところでございます。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

西森議員の持ち時間が残り 1 分となっております。簡潔に願います。

3 番（西森勝仁君）

ただいま副町長からも御答弁をいただきまして、了解いたします。ただ、副町長がおいでで間もないわけでありますから、その配送してくる職員でありますけれども、その新採職員、町外の方の新採職員なら、そういう目的もよかろうかとは思いますが、もう今ほとんど配送できる、目をつぶっちゃっても走り回れると、こういう職員が、嫌々持ってくるかどうかはわかりませんが、これはもう担当が決まっていると思います。ここら辺をきちんと改善をしてもらって、もう速やかに委託していただきたい。そうすると、本来の職務に当たれる。こういうことでもありますので、早急に検討をよろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、3 番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、2 番、宮崎知恵子君の発言を許します。

2 番（宮崎知恵子君）

2 番議員、宮崎知恵子でございます。午前中はまるで米朝の会談を見ているような、そんな心境で聞かせていただきました。佐川町が発展繁栄するために、私のできることは何だろうかと思いつて聞かせていただきました。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

春日川の河川及び歩道の環境整備について、お伺いいたします。

東元町から役場の河道に雑草、アシ等が生え茂り、流れを阻害しております。出水期を迎え、関係住民の不安も聞こえております。管理者である越知土木へは状況を説明しており、見ていただけるという回答がありましたが、予算化は難しいとのことでした。

また通学路でもある歩道の点検、草刈りも含め、地域支え合い事業では予算も少しはあるようです。予算申請には、春日川関係者の住民の団体の必要となります。町の行事として春日川一斉清掃の日を設けるとか、また関係団体づくりに町として取り組んでいただけないものだろうかとお伺いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

宮崎議員の御質問にお答えをいたします。まず、御質問いただきました春日川についての御質問で、ヨシの問題それから地域の団体づくりというような御質問だったと思います。

御質問のありました春日川について、再度越知事務所に確認をしていますので、そこをまず説明をさせていただきます。

まず、御指摘のありました春日川でございますけれども、雑草それからヨシにつきましては、現地も確認をしたところ、佐川駅北側からですね町民プールの間、約 700 メートル区間でございますけれども、水面が見えづらい場所も多くあります。それから、ヨシの高さでございますけれども、護岸の高さまで伸びているところもございます、視覚的にも圧迫感がありまして洪水時の流下能力に不安を感じる住民の方がおられると思います。この件につきまして、河川管理者であります越知事務所の考え方をお聞きしてしますので、まず、それを御説明させていただきます。

管理者としましては、河川内のヨシにつきましては、洪水時に倒伏すると。河川が氾濫するなどの水害の要因とは直接ならないということで撤去作業のみ単独で工事をするとはしていないということでございます。

ただし、河川内に一定の土砂が堆積することがあれば、河川断面を阻害をすることになりますので、周辺に浸水被害を及ぼすことも考えられます。そういった場合には堆積した土砂をですね撤去するという作業を県の単独事業で対応しているということでございます。

その河川の維持管理の予算についてですが、県管理の管理河川、かなり多いということで、単独の予算が、かなりの額の予算が必要

になると。要望のほうも考慮しながらですね、順次進めていくということをお聞きしておりますので、まず確認のために報告します。

その適切な維持管理の団体づくりとか組織づくりということでございますけども、県が管理する比較的大きい河川にはですね、河川堤防上に道路がございまして、通学路それから歩道としてだけではなくて車道としても利用されております。

佐川町が町道に認定している路線も数多くございまして、この河川管理道につきましては、基本的には県管理の、堤防上の道路でありますので、町道の兼用している路線も含めまして、県と調整しながら維持管理をしているところでございますが、宮崎議員の御指摘のあった、その適切な維持管理の事業があるということで、県が今行っている事業、住民が主体で行える事業といたしましては、おもてなしの水辺創成事業というのがございます。

もちろんこの事業を取り入れるためにはですね、河川沿いで生活をして、また営農する地域の住民団体に対して、堤防の草刈り等を維持管理で委託をしているものでございますけども、町内で本年度、そのおもてなしの水辺創成事業を実施する団体が3河川にわたって計8団体が実施していると。実施する予定であると聞いております。この事業、10人以下の少人数で実施をしているというようなところもありまして、気軽に始めることが可能じゃないかと言われております。

町としまして、そういう地域のボランティア主体となつてするような団体づくりにつきましては、いつも住民の方には年数回一斉清掃とか道づくりを行っていただいておりますので、景観保全には御尽力をいただいておりますので、今後はですね、それとあわせまして、県が行う河川美化活動にも積極的に参加していただくというようなことで、地域の環境を守る住民の方が意識づけとなりまして、お互いに協力し合い、美しい環境を後世に残していけるような、そのようなまちづくりに町のほうも進めていきたいと考えております。

そのためにもですね、春日川沿いにかかわらず、地元自治会とか、それから水利組合を原点としまして、活動していただける団体が少しでも組織化されるようにですね、事業主体は県ですので、その県と連携を図りまして、事業の啓発を行うなどしてまいりたいと考えております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

御答弁ありがとうございます。一人一人がやっぱり取り組むべきことは課題がいっぱいあると思いますので、私も協力して環境整備に寄与したいと思います。

河川整備については、町からの陳情も早急にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

6 月補正予算で 180 万の予算が組まれている全国瞬時警報システム J アラートについて伺いをいたします。

6 月 27 日 14 時から試験放送があるということを広報さかわにて記載されておりますが、放送だけでとどまらず、J アラートの内容を住民に周知していただく必要があるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。まず最初に、J アラートということにつきまして簡単に御説明させていただきます。J アラートというのは、全国瞬時警報システムというものの略ということになっておりまして、緊急地震速報や弾道ミサイル情報、そして津波警報など、対処に時間的な余裕のない事態に関する緊急かつ重要な警報情報、こちらのほうの情報を携帯電話等に配信される緊急通報メール、あるいは町防災行政無線により、これは国から直接、住民まで瞬時に伝達するシステムということになっております。佐川町におきましては、平成 22 年度に導入いたしまして、現在、運用を行っておりますということでございます。

次に、広報さかわ 6 月号に掲載しました試験放送、こちらにつきましては、町が設置しております J アラート受信機、それへ受信を受けて住民へ配信をする防災行政無線、こちらのほうが正常に作動しているかどうかを確認するための試験放送を流すということになっております。ただ、放送を聞かれた方が、実際の緊急情報と勘違いをしないように注意を呼びかけるために広報のほうへ掲載させていただいたものということになっております。

この試験放送につきましては、毎月第 4 水曜日に放送をさせていただいております。それで今月は 6 月 27 日に放送を予定しておりますということで広報のほうに載せさせていただいております。

また、これとは別に、内閣官房、国のほうが実際に緊急情報を送

信して行う動作試験というものも実施しておりまして、平成 30 年度におきましては 8 月 29 日のほか 11 月 21 日、2 月 20 日の、いずれも午前 11 時を予定して実施することとなっております。

このほかには、緊急地震速報の訓練、これは本年度は 7 月の 5 日、11 月 1 日の 2 回実施する予定ということになっております。この緊急地震速報の訓練の内容といたしましては、実際、システムの動作確認といたしまして、国からの緊急地震速報の受信それと防災行政無線、こちらのほうが受信を受けて防災行政無線が自動起動するかどうかという確認を行うためのものとなっております。

また、この実施の際には緊急地震速報を放送しますので、放送を聞いた方が揺れから身を守る行動をとっていただくとともに、緊急地震速報への理解を深めていただきたいというふうに考えております。

そしてこのような内容につきましては、この J アラートのシステムの内容、そして試験放送、訓練の呼びかけ、このようなものにつきましては広報さかわのほうへ掲載いたしまして、住民の皆様のように周知していくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2 番（宮崎知恵子君）

御答弁ありがとうございます。よくわかりましたので、一般の方にもそのような情報を伝えていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

マイナンバー制度の普及率が低く、利活用も余り進んでいないようですが、佐川町ではどのようなところで利活用しているか教えていただけますでしょうか。

町民課長（和田強君）

宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。マイナンバーカードの使用場面といたしましては、第一に個人番号を証明する書類として個人番号の提出が必要な手続きにおいて使用します。マイナンバーを示すことが必要な手続きにおいては、住民の皆様は、平成 27 年 11 月以降に送付いたしました紙でできています個人番号通知カードというのがございますが、これで個人番号の確認はできますが、提出者の本人確認ができないため、免許証など顔写真のついた書類を同時に提示する必要があるがございます。これに対してプラスチッ

クでできたマイナンバーカードは写真がついているため、その1枚でマイナンバーと本人確認が可能になるということになります。

また、その他公共機関における手続き上、本人確認が必要な場面で、免許証と同様に本人確認書類として使用できます。さらに、公的個人認証の機能を付加することで所得税申告を自宅でも行うことができます。自治体によりましては、コンビニでの住民票の公付や印鑑登録証、図書カードとしての利用など、自治体独自の機能を付加することも可能となっております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

御答弁ありがとうございます。佐川町ではまだ、コンビニとか、そういうのは利用できるようにはなっていないのでしょうか。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。佐川町では現在のところ、コンビニでの交付というのは予定されておりません。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

ほかの自治体では、個人情報漏れとか誤送付、悪用等さまざまな問題が起こっておりますが、世界中では共通番号性による犯罪が多く、見直しの動きが始まっているようですが、マイナンバー制度の問題点を指摘し住民の皆様を守るためにも、マイナンバー制度のデメリットを教えていただけたらありがたいです。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。マイナンバー制度におきましては、一元管理、共通ナンバー制度の一元管理の方法はとっていないため、個人のあらゆる情報が個人番号にひもづけされ、1カ所でまとめて管理されているわけではございません。そのため、マイナンバーが他者に知られても、その番号にひもづけされているあらゆる情報が一度に漏えいするということはありません。

次に、顔写真付きのマイナンバーカードの交付についてなんですけども、申請時は郵送で行いますが、カードの受け取りは原則として役場の窓口で、免許証等を提示した上、本人が直接受け取る必要があります。なりすましによる交付を防ぐための厳格な本人確認が定められています。

なお、住民の皆様には、マイナンバー制度の危険性というよりは、マイナンバー個人番号の不正使用などに便乗した特殊詐欺事件が発生しておりますので、そういった内容の不審な電話や手紙に注意

を払う必要があります。

特殊詐欺案件につきましては、広報などにおいて随時、注意喚起を行う予定にしておりますので、高齢者に限らず御注意いただくよう、お願いいたします。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

御答弁ありがとうございました。とてもわかりやすく、勉強になりました。

続きまして学校教育のあり方について質問をいたします。

教育研究所での取り組みは、ふるさと教育、不登校対策、学校対策の3本柱で進めているということですが、学校教育の中で、道徳教育の充実は児童生徒を取り巻く環境におきましても、いじめ、そしていじめなどからくる不登校対策として、絶対に必要であると考えます。

学校内ではいじめでも、一歩外に出たら、警察につかまるような犯罪なんだよ、とはっきりと指導していただきたい。また、佐川町における道徳の授業の取り組む課題があれば教えていただきたいです。

教育長（川井正一君）

道徳教育に関する御質問にお答えいたします。道徳教育につきましては、今般の学習指導要領の改訂で、特別な強化に位置づけられたこともあり、学校の校務分掌に、道徳教育推進教諭を位置づけ、学校の教育活動全体で道徳教育を充実させるとともに、町内全校で一貫性のある取り組みとなるよう各校の道徳教育推進教諭で組織する佐川町道徳教育推進協議会を、年3回開催するなどして、町内での道徳教育の充実に努めております。道徳教育を進める中で、先ほど御指摘がございましたいじめ対策等々、子供の心の問題、そういったものを含めてしっかりと指導していくように、今現在取り組んでおります。

こういった中での課題としましては、やはり他人を思いやる心や規範意識などの道徳心について、どうしても個人格差が見られることや児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導法の確立などが上げられると考えております。

今後こういった点をしっかり克服するために、現在、教育研究所におきまして、第2期の佐川町教育振興基本計画の進捗管理をすることにしております。その重点行動計画において、豊かな心と健や

かな体の育成を位置づけるとともに、基本方針に道徳、命の教育の充実を掲げ、各校と教育研究所が連携して取り組みを進めることとしております。

具体的には、学校の教育活動全体を通した道徳教育を推進するため、各校での授業研究に加え、道徳推進教育推進協議会において、各校の実践交流を進めるとともに、教育研究所が多様な指導方法や評価等に関する研修会を行うなど、道徳教育の一層の充実に向けて、各校の取り組みを支援することとしております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございました。道徳教育として愛国心が必要であるという多くの御意見を聞きますが、町長としてどのようにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。宮崎議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。道徳の中において愛国心を育む教育をするのがいいのかなのかどうかは、少し私にはわかりません。

ただ、佐川町でもふるさと教育を通して、地元の子供たちに佐川町を愛する心であったり、佐川町のことを誇りに思ってもらい、そういう心をですね、醸成をしていきたいと考えております。

我々は日本国民でありますから、この国を愛し、この国を誇りに思う、そういうことは当然だというふうに思っております。いろいろな側面から、この国に対して、日本に対して誇りに思えるそんな教育、そんな学びが繰り広げられるトータルな総合的な教育があってもいいのかなあというふうには考えております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

基本的に国を愛するとか郷土を愛するという心は大切なことだと思いますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、2 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

引き続き、11 番、中村卓司君の発言を許します。

11 番（中村卓司君）

11 番議員、中村卓司でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 30 年 6 月議会の質問をさせていただきたいと思いま

す。今議会は5つの質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、この春からですね、新しく配属されたというか、この議場にですね、新しい職員さん、そして副町長が登壇をされております。

お二人の方でございますけど、まずお一人目は田村君でございます、実に若くて初々しくて気持ちがいい青年であります。田村君は役場の職員の中でも最も、私が思うのには、挨拶もきちんとできて仕事も大変バイタリティーのある方で、またフットワークもよいというふうに私は個人的に思っております、佐川町でも最も仕事ができる職員ではないかと、世界一の幸せな町にするためのですね、個人的にも頑張りたいと思っておりますので、今後の飛躍を期待をしたいと思います。

もうひと方は副町長でございます、中澤氏でございます。中澤さんは県の職員としてトップの位置に在籍をされておりました。そうすると、一般的に考えると、一般の企業や多くの職場から引く手あまたの声がかかったのではないかというふうに想像をすることでございます。にもかかわらず、我が佐川町に来ていただいた。大変ありがたい感謝の気持ちでいっぱいでございます。

私も数回、お会いをしましたけれども、大変気さくでございます、話しやすい方だというふうに私も思っております、住民の方にもですね、中澤さんに少し会った方からお話を聞きますと、非常に印象がよくて話しやすい、というような話も聞かされておまして、佐川町にはなかなかえい副町長が来たなという話もぼつぼつ聞けるようになった今日でございます。

そんな思いの中からですね、副町長にですね、普段ならですね町長にというふうな質問もございすけれども、ぜひですね副町長にですね、佐川町を世界一の町にする町長の思いに、副町長としての思いをですね、まず語っていただきたいと思っておりますので、まず最初によりしくお願いしたいと思います。

副町長（中澤一眞君）

私の思いということで御質問いただきましてありがとうございます。先ほど、中村議員お話しをいただきましたように、私、県庁でこれまで38年間仕事をしてまいりましたけれども、私にとってみましたらですね、こういう席に、こういう場に立たせていただく、そういう機会をいただいたということは非常にありがたいという

ふうに思っております。

佐川町に対する思い、あるいは佐川町の町長が掲げております世界一幸せな町にするんだという思いに対する私の思いということですので、少し率直に申し上げたいと思いますけれども、佐川町に対して、それから佐川町の人に対して、そしてまた私の仕事といたしますか、まち・ひと・しごとの創生総合戦略というのが、まち・ひと・しごとというのが3点セットでございますので、その分類で少しお話しをさせていただければと思います。

私、この佐川町の出身の人間ではございませんので、この佐川に呼んでいただけるまでの佐川町に対する印象というのは、余り多くございませんで、牧野富太郎博士、田中光顕伯爵の生誕地であり、それぞれゆかりの牧野公園であるとか、そういった青山文庫、そういった史跡がある。そしてまた古い歴史の町並みがある。その程度の認識しかございませんでした。

ただ若いころからですね、佐川町の方、お友達がおりまして、その方を通じてさまざまな複数の方々と交流をさせていただく中で、やはり非常にフレンドリーな人が多い。私、町外の人間でございますけれども、そういう人間に対しても非常に温かく接していただける、そういう方々が非常に多くいらっしゃる、活躍をしておられる、そういう町だなあという印象を持っております。

そしてまた、佐川町の仕事のほうですけれども、印象に関しまして先ほど、世界一幸せな町にするということですが、そのベースになっていますのが、みんなでつくる総合計画、これを2年ほど前ですか、につくられたということでございます。

私、県庁で最後の10年間ぐらいは産業振興計画であるとか、それから、まち・ひと・しごと創生の総合戦略、そういった仕事をしておりましたもので、県内の各市町村の総合戦略、総合計画、こういったものを目にする機会はあったわけですが、やはりこう、みんなでつくる総合計画というこの作成のプロセスですね、住民の皆さんが一人一人が御参加をいただいて計画をつくっていくというそのプロセスと、それと、その結果生まれましたチーム佐川というコンセプト、これは本当に大変すばらしいものだなあというふうには実は見ておりました。

そんな中で、この5月に副町長に就任をさせていただきまして、現実、この場に立っておるわけでございますけれども、その、なっ

てからの印象という意味で言いますと、まち・ひと・しごとのまちという意味ではですね、まだまだ私が知らないかった資源がたくさんあるなど。先ほど申し上げた牧野公園にしましても、本当に美しく整備をされておりますし、それから乗台寺、それから清源寺のすばらしいお庭であったり、それからさまざまな農産物ですね。そういったものが、私の知らなかったことがたくさんある。すばらしい宝物があるんだというのが1つでございます。

そしてそれにまつわる人がですね、それぞれに、その牧野公園にしましても、その整備、管理をされておる民間の住民の方々ですね。そういったボランティア、半分ボランティアだと思うんですけども、活動をしていただいています。上町のくろがねの会なんかもそうですし、そしてまた町内に4つあります集落活動センター、この活動を支えておられる地域の方々というのは本当にもう精力的にですね、地域のためにということで活躍をしておられる。そういう方々が大変多い。

だからこそチーム佐川というコンセプトが生まれてきた。これはもう、ある意味必然であったのかなというふうにも感じているところです。もうこれだけすばらしい方々がたくさんいるというのは、正直驚いております。

その上で仕事に関してですけれども、やはりこの役場の仕事自体はですね、非常に職員のみなさん方まじめな方が多いという印象を正直持っております。ただ一方でですね、先ほど申し上げたその住民力、地域力っていったものをまだまだ生かせる、生かしていただける余地がまだ大きくあるのではないかなと、そんなふうに思っております。

ですので、これからの私の役割といいますか、仕事の立ち位置、役割という意味で申し上げますと、町長の掲げる世界一幸せな町にするというためにはですね、この総合計画を基本に、これをいかに一つ一つ着実に実行していくということ、そのお手伝いをするというのが私の役割なのだろうというふうに意識を、自覚をしておるところでございます。

ただ、一言で世界一幸せな町にするとはいってもですね、これは非常に大変ハードルが高い、理想が高い目標でありますので、一朝一夕にいくものではありません。午前中、それこそ西森議員から失敗を恐れず果敢に挑戦をというお話がございましたけど、まさに

そのとおりで、まだまだその目標の実現のためには道半ば、試行錯誤を重ねていかなければならない。まだそういう状況だというふうに思っております。

ただ私幸いなことに、先ほど申し上げましたけども、38年間行政経験積んでまいりました。恐らくですね、恐らくというか現実的に、今の役場の職員、町長含め役場の職員よりも一番長い経験を持っておりますので、目標に向かって一步一步進めていくプロセスの方向というか、そういうのは経験は、たくさんしてきたという、それは私自身の財産かなあというふうに思っておりますので、こういった経験を生かしてですね、少しずつその目標達成に向けてのお役に立つ場面があるのかなというふうに思っております。

ただ、そういう理想に向けての目標達成、これなかなか正解がないのでですね、本当にもうトライアル・アンド・エラー、試行錯誤を続けていくということになるんだろうと思いますけれども、その中で、私、佐川のことを詳しく知っているわけではございませんし、今の佐川町に至る経過、歴史というものを詳細に承知しているわけでもございませんので、そのあたりは議員の先生方それから町民の皆さんに御指導をいただきながらですね、また町長初め役場の職員とともに、切磋琢磨をしながら努力をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

大変丁寧な思いを熱く語っていただきまして、本当にありがとうございます。そこで、「はい、わかりました」ということで、ここでこの質問が終わりますと、少し残念な気分もいたしますので、もうちょっと踏み込んだ思いを聞かせていただきたいと思います。

というのは、まず佐川町は合併をいたしておりません。隣の日高村、合併を模索もし、隣の越知町も模索をし、それで単独でというふうな歩みをしている現在でございまして、町内におりますと、日高がなかなかいいなあ、一生懸命、トマト、オムライス、越知町ではキャンプ場といったそれぞれの、合併しなくてもですね、大変特異的な活動を始めているというのが現在であると思います。

佐川町もですね、介護支援とかあったかふれあいとかいうことで、住民力を生かしながら頑張っているところでございますけれども、合併をせずに佐川町は歩んでいるっていうことに対しての思いと、

もう1点は、佐川町が今後歩いていく姿の中で、大きく2つに考えると、いわゆる経済成長をしながらですね産業の発展とかいわゆる経済に関した思いに進んでいくほうがいいのか、それともですね、暮らしとか人の心とか思いやりとかいったですね、ソフト面ですねいくべきなのか、二者選択というものはできないかと思えますけれども、佐川町の風土から、町外から見てですね、そして副町長になられてどんな思いがあるのかということと、もう1点は、3つ目は、私県議会をのぞきに行ったことがないですけれども、回答する場ですね、大変苦勞されている時代もあったんではないかと思うんですが、佐川町のこの一問一答式で会話をされる、今まででどのような本日が初めてなんですからけれども、議会の内容というものはどういう印象があるかですね、よかったら聞かせていただきたいと思います。その3つをお願いしたいと思います。

副町長（中澤一眞君）

お答えいたします。まず、合併をしないことについてのお尋ねですけれども。やはり、行政の効率性という、一時期合併が進んだ、戦後何度かありましたけれども、進んだ時期、その大きな要因といえますかですね、合併をしようという機運を生んだ要因というのは、1つには行政の効率化。そしてまた昨今でいいますと、人口減少が全国的に、高知県はその先頭に立っているわけですからけれども、進む中で、よりその行政の効率化ということが求められる。行政の効率化というのは、反対側から見ますとですね、住民サービスをやはり的確に届けていく、そのための体制ということでその合併という動きが起こってきたんだろうというふうに思います。

ただ高知県の場合は、全国的に見てもですね、余り合併が進んでいない。四国の中でも、御存じかと思えますけれども、愛媛県、香川県というのはもう村というのはないんですね。だから我々、県の職員同士で、我々市町村というのを普通に言えますけれども、彼らは市町としか言いません、村がないから。そういう意味で、高知県は進んでいないという現実があります。

ただ、それが悪いことかということですね、私は今まで県内の各町村の方々、お会いする機会がございました。高知県でいうと非常に典型的なのは大川村の例があるかと思えます。大川村も嶺北地域の合併という話がありましたけれども、結局は単独自立の道を選びました。いろいろ経過、歴史的な経過であるとか、地域的な事情と

いうのはおありだったと思うんですけれども。結果、その大川村がこれから、400 人の村が自立していくためのですね、その方策、戦略というのをしっかり持たれて、そのための手を着実に打っていこうという、やはり住民、地域の住民の方々の意識といいますか、そういったものがむしろ、この合併がしなかったということですね形成をされたという経過を見てきたということがございますので、必ずしも一概に、合併をすること、しないこと、による善し悪しというのは、これは言えないのかなあというふうに思います。

佐川町に関して申し上げます、先ほちょっと申し上げましたけれども、本当によその町にない財産というのはたくさんあります。特に人の財産というのはすばらしいものがあるというふうに自分自身は感じておりますので、佐川町のいいもの、財産、これを生かしてですね、佐川町の将来の道を歩んでいく。これから先、10 年、20 年先がどうなるかはわかりませんが、という方向を歩んでいくのがいいのではないかなあ、そんなふうに感じております。

それから 2 点目の経済と暮らし、あるいはその心といったようなソフトの面と、どういうふうに考えるのかというお尋ねかと思いますが。やはりその人間、市民県民がですね、町民の皆さんがですね、生活をしていく上で一定の経済的な基盤、というのはこれは間違いなく必要であろうというふうに思います。

ただ、ただただ経済成長を求めればいいのか。何て言うんですかね、収入が上がればそれに越した、なくて困るものではないんでしょうけれども、それをどこまでも追求をするのか。一方で、やはり人と人とのふれあいであったり、自助、共助という話がきのうも出ましたですけれども、支え合い、助け合い、そういった心が通じるコミュニティーをつくっていく、そっちのほうがいいのか。これはなかなか、どっちがいい、二社選択という話ではないんだろうと思います。

ですから、やはり、佐川町の場合で言いますと、本当私感じておりますのは、町民の皆さん方がですね、地域のことを思って非常に精力的に活動されておるという方がたくさんいらっしゃるということを私自身実感しておりますので、そういったよさを生かしながら、できれば、そういった活動がですね、地域の経済的な収益にもつながるような、そんな活動にこれから発展をしていくようなになればいいのかなあというのが率直な思いでございます。

役場としては、私としても、そういった筋道、道筋をですね、模索をしながらこれから働かせていただければというふうに思っています。

それから３点目の、県議会と町議会の違いというんでしょうか、印象ということでございますけれども。本当に、きのうからこの議場に座らせていただいてですね、非常に、県の場合は、一般質問というのが大体、持ち時間、質問、議員の方が質問をずっと一連読み上げるといいますか、質問をされた後に順番に答弁をしていくというスタイルが主でございます。

ただ、９月と３月の議会に関しては一問一答という、こういった形式のものもございます。それが、当町議会では全で一問一答というふうにお聞きしまして、きのうから拝見をしておりますけれども、非常に、一言で言えば緊張感がある議会だなというのが印象でございます。やはり、事前に質問項目をお知らせをいただきますけれども、やはりこの場で向かい合っただけですね、やり取りをする中でさまざまな議論が、テーマが、そこから沸き出てきて議論が交わされるということでございますので、私も執行部の一員としてですね、非常に緊張感を持って臨んでまいりたいと思っております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。ある意味ちょっと失礼な質問になったかもわかりませんが、最後のですね、町長と副町長の関連があると思うんですが、自分の役割は、ここで具体的にこういうことは私がやっていきたいみたいなことがですね、発言があればいいんですけども、まだそこまで気持ちが固まってないというならば、副町長がですね、構いませんけれども、私の役目はこの部分に関しては町長に任せてもうてやりますよ、みたいなそのもっと踏み込んだ具体的なことがあればですね、聞かせていただいたらありがたいと思いますけど。なければ構いませんけれども、最後をお願いします。

副町長（中澤一眞君）

役割分担というよりはですね、やはり、町のトップは、役場のトップは町長でございます。町長が方向を示す、ビジョンを示す、それに向かって、私も副町長そして職員ですね、が、その目標達成のために道筋を考え実行すると、努力をしていくと、そういう関係

だろうと思っています。

ただ、5月に就任をさせていただきまして以降、町長からはですね、やはり、私のキャリアをごらんになってだと思えますけども、産業の面でありますとか、先ほどの、経済と心でいいますと経済の部分のほうになろうかと思えますけど、そういったところを中心に見てほしいというお話はいただいておりますので、重点はそちらのほうになるのかなあというふうに自分自身では思っています。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。ちょっと踏み込んだ話の中で、失礼になったかもわかりませんが、世界一幸せな町になるためにですね、ぜひ全力で頑張っていたきたいと思えますき、議員の立場でございますけれども、協力できることは全ては協力をしていきたいと思えますので、今後ともよろしくお願いしたいと思えます。

この質問、以上で終わらせていただいて、次。次も同じような人事の関係でございますけれども。観光協会の役目についてを、お伺いをいたしたいと思えます。

ここも、先ほど申し上げましたとおり、人事が一新ではございませんけれども、事務局長がかわられたということで、宮中さんという方がおいでいただいております。

私も、ちょっとの間ですけれども、お話をさせていただいたことがございまして、宮中さんは、サニーマートにお勤めだったということで、いわゆる一般企業からの、民間の血が行政の中に加わったということで、大変結構なことだというふうに私は個人的に思っております。この間お会いしたときにもですね、大変熱い思いを語られておりまして、すごい、若くてすごいバイタリティーのある方が来てくれたのかというふうに思っております。

ただ、どれくらいのお仕事をこれからされていくのかっていうものは、未知数でございますので、期待は、十分にさせていただいておりますけれども、町長にお尋ねをしたいと思えますが、この観光協会の事務局長、こういった役割を果たしていく期待があるのかですね、まず町長にお聞きをしたいと思えますので、よろしく願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。まず、お許しをい

ただいですね、簡潔に述べますので、副町長に期待をしていることも少し話しをさせていただければというふうに思います。

これまで、さまざまな経験を積んでこられておりますので、副町長の持てる全知全能をですね、この佐川町のために尽くしていただきたいというふうに思っております。その中で大きく2つ期待をしております。

1 つは、役場内でのチーム佐川づくりに力を貸していただきたいというふうに思っております。県庁の中でも、人材育成にはものすごく評価の高かった副町長であります。私ではなかなか受けとめきれない役場の職員の皆さんのことも、多くの経験の中できつと受けとめていただけるんだろうなというふうに思っております。副町長らしい教育、指導、人づくりをしていただきたいというふうに思っております。

2 つ目は、副町長からも話ありましたが、産業振興、商工労働にかかわる分野ですね。特に役場の中では、チーム佐川推進課と産業建設課の農商工林業部門ですね。この産業振興にかかわること、移住促進また観光、集落活動センター、県でいうところの産業振興にかかわる分野を重点的に具体的に組み込んでいただきたいということ、この2点について、しっかりと、佐川町のために、佐川町が住民の皆さんと一緒に力を合わせて世界一幸せな町をつくるために頑張っていたきたい、そのように期待をしております。済みません、少しお話しをさせていただきましたが。

観光協会の事務局長につきましては、公募をして応募があった中で最終的に面接をして宮中さんに決めたということで話を聞いております。サニーマートの店長並びに店舗の統括的な役割も果たしてきた人だというふうに聞いております。直接、どんな仕事をしているのかということ、当然、サニーマートでの仕事ぶりを見たことがあるわけではないですが、サニーマートの職員の方からの話ですと、やはり、後輩思いである。しっかりと指導をしていただける、という話も聞いております。

また、商品開発であるとかですね、この地域地域の特産品を生かした商品開発、外商にもたけているというふうに聞いておりますので、まだまだ佐川町の弱い商品開発と、外に売って少しでも所得を上げていくという部分に関して、観光協会での仕事も通してですね、全体的に、欲張りですので、全体的に見ていただけるとありがたい

なあというふうに期待をしております。以上です。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。いずれにいたしましても、1 問、2 問目も人事案件、人事の関係でございましたので、これからの佐川町にとってですね、すばらしい人材が来ていただいたと思いますので、その成果、結果をですね、ぜひ残していつていただきたいと思いますし、できれば永遠に佐川町に住んでいただきたいと思いますという気持ちもございますので、ぜひですね、よろしく願いいたしたいと思います。簡単ですけども、1 問目、2 問目は以上で終わらせていただきます。

続きまして、第3問目でございます。これもですね、きょうは私が最後でございまして、皆さん随分質問をされましたので、加茂のリサイクルの処理場についての質問でございますが、問うことが全部なくなりましたので、1つだけお伺いをしたいと思います。

まだ、決定ではないのでですね、これもお答えがいただけるかどうかわかりませんが。もしですね、もしという話が大変悪うございますけれども。もし佐川町にという話になりますと、当然、行政からのほかのバックアップもですね、あるというふうに、日高の例も見てですね、あろうかと思うんですが。

鶏が先か、卵が先かという議論になるかもわかりませんが、誘致決定ということになった後で、その経済措置の内容について検討するのか、経済的措置を条件として受け入れるのかというふうなことも、日高の例もありまして、考えておくべきだというふうに思いますけれども、町長のお考えがありましたらですね、お聞かせを願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。もしということですので、今、答弁できる内容についてだけ話をさせていただきます。

何か、鶏が先か卵が先かではないですけども、そのあめを期待して何か考えるということはありません。県のほうで、最終的には3カ所の中から1つに選ぶ。流れの中で選ばれたところに、地元の地域振興について恐らく、日高の例を見ましても、県のほうで考えられるというふうに思っております。

それありきで、私が佐川町の今の行政運営を考えていることはありません。ただ、今、目の前にですね、まだまだ取り組んでいかな

ければいけない課題はあります。最終的に、選ばれる、選ばれない、わからない時点で、現時点では、選ばれたときに考えさせていただきますというお答えしかできませんので、御了承いただきたいと、そのように考えます。以上です。

11 番（中村卓司君）

この話が町民の皆さんにだんだん浸透するにしたがって、私の耳にもちょいちょいそのあめの話が飛び込んでまいります。産廃、いわゆる迷惑リサイクルの施設、迷惑施設というものが佐川に来ると、大変マイナスのイメージで佐川町は負の財産を抱えてしまうという意見もある一方で、ぜひ来てもらいたいと。経済的効果を期待する声も、そういう方もおいでます。先ほどのあめの話ということに期待をしてる住民の方もおいでるわけでございます。

ただ、あめが来るからといって迷惑施設が来るというのは反対だという意見もございます。下川議員のほうからの質問の中にも、住民の声を聞いて、町長の答えも住民の声を聞くということでございましたので、それから先ほどの答えの中にも、あめありきで受け入れる、受け入れないを決めるのではないというふうなお答えもいただきました。ぜひですね、未来永劫、孫、ひ孫、ずっと将来まで佐川町に来るとなると、残る施設でございますので、慎重な御判断をお願いをいたしておきまして、この質問も、簡単ではございますが以上にさせていただきたいと思います。

それでは次の質問にまいります。

夢まちランドの位置づけという質問でございまして、これも各議員、特に下川議員のほうから質問がされまして、大方のお答えもいただいたんでございますが、この質問に関しましては、重複する点もあろうかと思えます。けれども、重ねて私のほうから質問をさせていただくことがあると思いますので、そのおつもりで答弁をお願いを申し上げます。

佐川町内には、斗賀野、黒岩、加茂、尾川と4カ所に集落活動センターができ上がっております。佐川町において、センターとしてないのはですね、いわゆる佐川、旧佐川地区ということが、ないわけでございますが、そのないことにつきましてのお答えもですね、なぜつくらないかという答えも、町長そして課長のほうからもいただきました。

そこでですね、ちょっと掘り下げたお話をさせていただきたいと

思います。夢まちランドが、その位置づけを確立するためにはですね、まだまだその内容につきましても充実しなければならないということ、問題もあります。その充実するための方法として、集落活動センターの位置づけにするのか、もう一方で、あったかふれあいセンターの位置づけにするのか、一般的には、なかなか同じような感覚で同じようなものではないかという理解の方がおるんで、少しこの場で整理をさせていただきたいと思います。私の頭のほうも整理をさせていただきたいと思います。

まずですね、課が違いますから、それぞれの課長からですね、まず集落活動センターにつきまして、そのだぶる、下川議員のほうの質問で言われたと思いますけれども、あえて、構いませんので、その内容、国の事業なり、県の事業なり、そして補助の内容なり、財政措置、加えてですね、その詳しい内容をですね、集落活動センターの内容につきまして課長からお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。集落活動センターの事業の内容につきましては、これは国の制度というよりは高知県独自の取り組みと、高知県内の取り組みということです。

制度をつくったのは県でございますけれども、人口の減少であるとか、高齢化、過疎化に対応するためにですね、特に中山間地域、いろいろその生活する上で条件が不利な中山間地域の生活基盤を住民の方々を中心に、維持、充実させていくというようなことで、この拠点としてセンターをつくるという取り組みになってます。

そういう制度設計になっておりますので、県内でもですね、立ち上がっているところについては、今ちょっと情報を収集させていただいたんですが、5月20日現在、この平成30年の5月20日現在で、高知県内28市町村、佐川町含めて28市町村で47カ所、この集落活動センターが設置をされています。

基本的に、規模的なことを少し申し上げますと、ほぼ条件が厳しい中山間地域、人口でいいますと数百人から1千人ぐらいの規模のエリアでですね立ち上がっているということです。そういう中でですね、佐川町としては、佐川地区を除く周辺の4地区に集落活動センターを立ち上げているということです。

基本的には財政支援、あと財政支援なんですけども、このセンタ

一を立ち上げるときに、いろいろなハード、ソフト、それぞれに県のほうから財政支援があります。センターを、拠点をですね、新たに立ち上げるときの準備の費用であるとか、もちろん建設に対する補助、そういったもの、それから、あとは活動していくためのソフト的な活動支援、基本的には3年間とされておりますけれども、あとは、4年目以降もですね、そういった活動を充実させていくための費用もですね、県、高知県のほうでは拡充をしているというふうに聞いております。

制度的にはそういうことで、佐川町内には4地区、周辺の4地区を対象にして中山間地域の集落の維持、住民活動の発展充実ということで、制度を4地区に取り入れているということでございます。以上です。

11 番（中村卓司君）

御説明ございました。財政支援、4年というふうに説明がございましたが、4年以上たつと、その財政措置というものがなくなるのか、それと、財政措置の内容について、少しですね、詳しく教えていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。財政措置の年限といたしましては、3年という形になっております。4年目以降ですね、集落活動センターが行う経済活動の拡充、それから新たな展開に対しては支援もしていくという形になってます。基本的に3年というくくりでございます。

11 番（中村卓司君）

活動の内容についてももうちょっと詳しく教えていただきたいということと、3年を過ぎたら、ゼロにはならないということで、その辺ももうちょっと詳しく教えていただきたいと。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

申し上げます。3年という年度の中でですね、まずは初期投資に係る、ハードとソフトありますけれども、これは上限が3千万円と、1カ所につき3千万。これはまあ3年間トータルということになると思いますが、これはセンターを立ち上げるときの建設費用であつたりですとか、いろんなその備品を買ったりというふうなことにしても使えるというふうに思っています。

今申し上げるのは、補助率が2分の1ということでございますが、それともう1つ。集落活動センターの立ち上げ準備に係るものの活

動に要するもの、人件費とか活動経費、これに対しては 125 万円。1 人に対して 125 万円という形になってます。

あとはですね、基本的にはそういったハード、ソフトの 3 年間の対象事業、対象事業といいますか、に充当できるということでございます。4 年目以降については、ここでちょっと詳しい、こういったものに充てれるかという資料はございませんので、基本的には 3 年間というふうに私は、この資料の中では読んでおりますが。新たに経済活動を新たに拡充する場合とかいうものについて、4 年目以降も強化をしていくという、高知県のほうがですね、支援をしていくという制度になっているというふうに把握をしております。

11 番（中村卓司君）

人件費というのは、その中に含まれてないという形ですかね。それでいいんですかね。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

その 4 年目以降という。その 3 年目までの間にはですね、そのソフトの部分で、年間、これはまあセンターの立ち上げ準備にかかるものということですが、佐川町は現実的にもう立ち上がっておりますので、ですが、立ち上げるまでの準備に対しての人件費も対象になると。制度上ですね。いう県の制度になっております。

11 番（中村卓司君）

わかりました。その立ち上げるまでの人件費 125 万のうちのという話というふうに思います。

それではですね、この夢まちランドが、どういうふうにこれから自立するいうたら、もう 1 つの方法が、あったかふれあいセンターというふうな方法があるかと思います。

そこでですね、課が違いますので、あったかふれあいセンターにつきましての内容、財政的なこと、先ほど岡崎課長が答えてくれたような内容でですね、お答えをいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

中村議員の御質問にお答えします。あったかふれあいセンターは、平成 21 年度、緊急雇用対策ということで、国の交付金を活用して始めました。その後ですね、平成 24 年度から高知県の県単事業として 2 分の 1 の補助として実施をしております。平成 30 年 5 月 31 日現在で、高知県下で 31 市町村、48 カ所で実施をしています。サテ

ライトのほうは 233 カ所になってます。佐川町においてはですね、本年から 4 カ所ということです。

事業の内容につきましては、子供から高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点であり、地域ニーズの把握や課題に対し小規模多機能支援拠点としての活動に加え、見守りや生活課題に対応した支え合い活動などを行うことになってます。

実際に行う機能としましては、必須機能として集いがまずあります。この集いというのはですね、サロンであったり、ミニデイサービスであったり、放課後の子供の居場所、誰もが自由に日中過ごすことができる場としておおむね週 5 日開くということになってます。

これのですね、必須機能に加えて、付加機能ということで、預かる。これは子供や高齢者、見守りが必要な人の一時預かりを行う。働く。これは障害者や引きこもりの人への就労支援や生活訓練、高齢者の介護予防、生きがいつくり等のために行う収益事業。次に、送る。送るにつきましては、あったかふれあいセンターを利用する人の送迎をすると。それから交わる。これは花見とか収穫祭。利用者同士の交流ではなく、他の施設の団体、利用者以外の地域住民と交流をする。学ぶ。利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関する勉強会を行うということが、まず 1 つ目の必須の機能になります。

次にですね、地域の見守りネットワークということで相談があります。相談については、地域の要支援者の方、その家族の方、地域の住民からの福祉サービスに関することや日常生活での困り事や気にかかることなどについての相談に応じる。それから 2 つ目が訪問。独居老人者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する。これはおおむね週 2 日というになってます。

それからつなぎ。相談や訪問活動によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぐ必要な支援に結びつける。それから生活支援です。これはあったかふれあいセンターとして支援が必要な人に対して直接、生活支援サービスを提供するほか、地域生活課題ニーズに応じた生活支援サービスのしくみづくりやコーディネート、地域での支え合いの仕組みづくりなどを行う。これについては、必ず実施できる体制を整えることとい

うことになってます。これが必須でやる事業となります。機能となります。

これへ加えてですね、機能の拡充ということで、介護予防であったりですね、日常生活支援サービスの提供、そういったことをやっていただくということになります。こういったことやるためにですね、実施するために人員を配置せんといかんということで予算措置が組まれております。

1つ、一番大事なコーディネーターについては1名というふうになります。今、佐川町ではコーディネーターはですね、1日8千円というところでやっております。

あとスタッフ。スタッフは佐川町で今、4カ所でやっていますが、2人から3人スタッフを雇用してます。スタッフの雇用の賃金につきましては、佐川町役場のですね、臨時賃金と同じ賃金ということでやっております。半分がですね、佐川町のほうが持ち出しをして、半分が県のですね補助事業になります。今年度のですね、4カ所の金額につきましては、700万から、おおむね700万から1千万の範囲でですね予算措置をしています。以上になっております。

11 番（中村卓司君）

お2人の課長のほうから、それぞれ説明がございました。それでこのあったかふれあいセンターの経済的措置について、コーディネーターにつき1日8千円なりスタッフ1名につきいくら、それからそれぞれその経済的な説明ございましたが、これは期限というのはいつまで続くものなのか、先ほど岡崎課長のほうからは、そういうふうな、まあ言うたら、措置は、集落活動センターはないというふうにも説明ございましたが、その理解でよろしゅうございますかね。両課長に、両方にお答えいただきたいですが。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。集落活動センターの補助といたしましては、基本的には初期投資に係る補助ということで、その後の運営に係る、例えば人件費の補助とかいうものはございません。以上です。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。いつまで財政的なことが続くかという御質問ですが、今ですね、県のほうは24年からですね、やってまして、県のほうはですね、今、第3期のですね、日本一の健康長寿県構想というのをですね、平成28年から平成31年までつくってます。こういっ

た冊子があるんですが、この中にですね、あったかふれあいセンターのことを書いてますので、最低でも当然 31 年ありますし、これ第 3 期でありますので、また第 4 期とか第 5 期とか、その辺は今のところわかりませんが、24 年からずっと今、継続で続いているというところですよ。以上です。

11 番（中村卓司君）

ここで、少し明らかになったと思うんですが。何遍も申し上げますけども、その夢まちランドが今後どのように自立をしていくかという中でいきますと、建物を中心としながらの事業が集落活動センターであり、中身を充実しながら人件費も入れてですね、活動するのがあったかふれあいセンター、いうふうな理解をおおむねできるんじゃないかと思います。先ほどの説明からいきますと。

そこでですね、厚生労働省の管轄ですよ、これは。そのインターネットで見ておりますと、国のほうも、単独いっても、それなりのかかわりがあるんでインターネット見てみますと、あったかふれあいセンターと集落活動センターが協働でやることによって、事業がさらに充実をすると、いうふうなことも書いてあります。

そこでですね、4 地区、ほかの、佐川以外の 4 地区で、集落活動センターができ、あったかふれあいができですね、両方ですね、それぞれ 4 地区は活動してるわけですよ。だからその立ち上げというのはですね、組織も含めて、どういう形で立ち上がったのか、少しファジーですけども。例えば、地区民の声によって行政が突き動かされて、その両方が立ち上がったのか、それぞれの事業にも、センターの事業にも条件があろうかと思えますけど、その辺の事情がわかってる課長にお答えをいただきたいと思いますが。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず集落活動センターの立ち上がりの経緯というものにつきましては、基本的に地域の拠点が住民活動の拠点がほしいという住民の方々からの声があったということが 1 つございます。特に、佐川地区を除く周辺の 4 地区につきましては、それぞれ住民センターであったりの拠点といいますか、そういうものがありましたけれども。

例えば、なかなか使い勝手が悪いとかいう声もあってですね、住民の方からは拠点がほしい。それから行政のほうとしても、中山間地周辺部の住民活動を充実させていくためには、拠点が必要という意

味で、両方がですね、話をして、話をしてといいますか、両方の住民からのニーズ、それから行政としての今後のまちづくりの1つの方向性として集活センターを立ち上げるという形で4地区が立ち上がっているという経緯と判断しております。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。佐川町で現在、実施、運営しているのは4カ所ということで、4カ所の中で一番古いのはですね、尾川のはですね保育所でやってますひまわりになるんですが、ここについてはですね、先ほど言いましたように、一番最初的时候、平成21年にですね、緊急雇用の事業、国の交付金をですね活用して今現在まで至っております。

あと3つにつきましてはですね、チーム佐川推進課長も言いましたが、うちのほうもですね、計画に基づいてですね、地域福祉の拠点づくり、佐川町地域福祉計画、佐川町地域福祉活動計画の中で、それぞれの旧町村で、そういった福祉の拠点になるという場が要るという中でですね、整備をしてきたということです。以上です。

11 番（中村卓司君）

それぞれの立ち上がりの形は違っておりますけれども、集落センターができた時期と、あったかができた時期もものすごく近いところもあるし、ちょっと離れたときもありますけれども、いずれにしても両方が4地区ではできているというのが現実であります。ところが佐川町、旧佐川町については全然ない。12月の私の質問で、町長のお答えの中には、経済措置も研究をしてみますというお答えもいただいております、そういう意味では前向きに進むというふうなお考えもあった中で、一方では、活動センターについてはつくらないというふうな明言もありました。

ただ、私が考えるには、夢まちランドがこのまま放っておいてはですね、立ち行かん時期に近い時期に来やせんろうかという心配の中で、何らかの措置をしなくてはならないという危機に迫った質問でございます。

そこでですね、先ほど来の質問の中から、いわゆる箱物とは言いませんけれども、建物を中心とした活動の中のものをこしらえたのは集落活動センターで、中身についてのそれぞれの人的支援を入れた活動が、あったかというような内容だと思います。

こうせえと言うわけではございませんけれども、今までの質問の

中で、私に明らかになったことは、夢まちランドは社協の中の助成金なりで活動しておりますけれども、中心になる人がいないと。これは、組織は人なりで、それぞれの地区には人的な経済措置をして、人はいるんですよ。そこで初めて十分な活動をしてるというのが実態であります。けれども、夢まちランドにはそれがない。したがって、ボランティアだけでやっていくのはなかなかしんどい。一生懸命人があっても、それぞれの仕事を持ってやるんで、なかなか難しいということが今になって明らかになった時代だと思うんです。

そこでですね、その人的措置をですね、ぜひとも早い段階でやっていただきたいと思うんですけれども、いわゆるそのあったかふれあいセンター事業にのるような行政の働きかけをしてほしいと思いますが、この私のお願いについて、いや、こういう問題があると難しいかなということがありましたらですね、どなたでも結構ですけど、お答えいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

私のほうから答弁させていただきます。午前中もお話しをしましたが、基本的に佐川町内、旧の佐川町ですね、中心部には、やはりあったかふれあいセンターがあったらいいなあというのは、もうずっと前から話しをしております。一時期は佐川町社協のほうで佐川町内中心部であったかふれあいセンターをやりたいという話もありました。

今、夢まちランドの皆さんには、役員の方々には、あったかふれあいセンターの制度のこと、内容のこと、あったかふれあいセンターとして活動するためには、こういう業務がありますよということは説明をさせていただいております。集落支援員のことについても御説明をさせていただいております。

経済的な支援といいますか、金銭的ないろいろな方法がありますということを、前の、以前の定例会の質問で回答させていただきましたが、考えられ得るですね、今、説明はさせていただいております。

あとは、夢まちランドの皆さんが、本当にやりたいて思っているかどうか、そこがすごく大事だなあというふうに思っております。1人の人ではとても全てをまとめていくわけにはいきません。あったかふれあいセンターを運営していくとなると、コーディネーターの人、またスタッフの人、またそれを支える地域の人たち、ト

一タルの取り組みが必要になります。

そのあたりのことを、今、お考えいただいてるというふうに思いますので、その夢まちランドの皆さんがどのようにお考えなのか、その結果を受けてですね、町としても支援をしていきたいと、そのように考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

そのお答えは、下川議員の質問の中にも同じお答えだったと思います。夢まちランドの協議会のメンバーさんが、いわゆる受け皿として充実する形でもってお返事を待ってるというふうな町長のお答えだったと思います。そのとおりだと私も思います。

ただ、話聞きますと、協議会の中心になる方でも、なかなか課題が、問題が統一化されてない。先ほど、あったかふれあいセンターにつきましの課長の説明の中で、クリアをしなければならない必須機能、集いとか預かるとか、働く、送る、いろいろなものの内容、これをやってもらわないと、なかなかいきませんよという中で、そんなことができるかというふうなこともあったようにも聞いております。

ただ、今回の場合には、それを待ってるだけではですね、なかなか自立をできるような夢まちランドになりにくいんじゃないかという条件があります。ただ、行政のほうの手厚く、手厚く、手厚く手を入れるというのも問題があるとは思いますが。このまま夢まちランドの皆さんが充実することを待っていては、手遅れになるんじゃないだろうかという危惧がします。

そこで、行政のほうからも何らかの手立てを、少しで構いません、全面的とは言いません。少しの手立てをする、アドバイスをする。これは行政の役目だと思います。ぜひですね、その手放してはいけない、手を離さない程度の行政のお助けをですね、私のほうからお願いをしたいと思っておりますけれども、町長が答えるとなかなか今の答えになるんで、課長、ひとつお願いします。

町長（堀見和道君）

私のほうからお答えさせていただきます。役場と佐川町社協と、夢まち協議会三者で話し合いを持つ場をつくりたいというふうに思っております。その中で、どのような意見が出るのか、どのようなアイデアが出るのか、しっかりと話し合いをしてですね、方向性を見出していきたいと考えております。以上です。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。あのですね、ちょっとした手を加えてほしいというようなことの中ですね、ちょっと佐川ですね、設置についての考え方とですね、今後のですね、取り組みについてですね、若干私のほうからですねお答えさせていただきたいと思います。

佐川地区へのあったかふれあいセンターのですね、設置の考え方なんですが、これについてはですね、町としてもですね、佐川地区において地域福祉の拠点となるあったかふれあいセンターなどの設置は必要ということは当然考えてます。

現在ですね、あったかふれあいセンター事業は4地区で実施していますが、佐川地区におけるあったかふれあいセンターの導入においてはですね、町の人口約半分以上、7千人ぐらいいる中でですね、誰がどのような運営をしていくかということで、先ほど来あれなんですが、慎重かつ十分な検討が必要であるというふうに考えてます。

検討内容としましては、設置の場所とか規模、またサテライトがどの程度可能であるか、そして一番大事ことはですね誰が運営していくかという点です。佐川地区は他の4地区よりですね人口規模が大きいことから、いろんなニーズがあります。例えばですね、障害児者の問題であったりとかですね、身体介抱、認知症等があるため、専門的な知識を持ってですね対応することができ、かつ継続制がある団体であるか、慎重にですね検討させていただいて方向性を探っていきたいというふうに考えてます。

町のほうの取り組みとしましては、佐川地区へ設置に向けてはですね、受託を希望する団体や継続可能である団体に対して説明をですね、行いですね、検討を重ねていきたいというに思ってます。

佐川夢まち協議会のほうへはですね、ことしの2月の22日の定例会のほうにですね、あったかふれあいセンター事業内容について、先ほど来言ってますが、説明の依頼がありまして、担当職員とですね私たち、ちょっとともに参加をさせていただきました。

その中で、受託した場合にですね、先ほども話しましたが、受けた場合は、必須機能の預かりとかですね、集い、地域の見守り、生活支援、その他必須事項についてですね、やってもらわなくてははいけないですよというような概要説明をさせていただいてますし、またチーム佐川推進課のほうからですね、集活センターとかですね、集落支援員についての概要説明を行ってきております。

今後についてはですね、佐川夢まちランド、定例会が確か2カ月に1回あると思うんですが、そちらのほうにですね、私たち職員もですね、全てっていうことにはならないんですが出席をさせていただいてですね、現状の把握と意向の確認をさせていただきます。また、佐川夢まち協議会や社協などとのですね、先ほど町長も言いましたが、町と三者のですね、意見交換会なんかをですね実施して、受託者としてどのような団体がですね、望ましいか、協議をですね重ねていきたいというに考えてます。

また開所にあたりましてはですね、やはり、あったかふれあいセンター事業をですね、やる場合には、いろんな必須機能があります。そういったことをどこまでやるのかというのをですね、十分話した上でですね、開所になりますので、一定の時間がかかるということを申し添えます。以上です。

11 番（中村卓司君）

わかりました。ただ、旧佐川町が7千人ぐらいおるから、なかなか難しいというのはですね、当たらないと思います。というのは、ほかでもあったかふれあいセンターをやってますんで、人数がよけおるから認知症がよけ多いというわけでもないんで。割合からいくと多いかもしれませんけれども。

ほかの4地区でできていることはですね、佐川地区でもできると思いますし、ただ、ちょっと小ばらが引っかかったような状態であるというようなことも聞いておりますから、その自助努力で小ばらものけていただけるような行政の指導もですねしていただければ、順調に進んでいくというふうに思います。

いずれにしても町長のほうから、三者の話し合いで、してですね今後のことも考えるということでございますので、ぜひですね、夢まちランドがこれから先、自立をしながらですね、佐川の今後の福祉を担っていけるようなですね組織に育ってほしいと思います。

調べてみますと、集落活動センターも、先ほど課長のほうから29カ所、あったかふれあいセンターもですね、私の調べでは、前年度まででしたので、ところがことしで31市町村、48カ所。ほとんどの市町村ができてるということと、それと、特徴のあるのは、佐川町と四万十町、これが非常に数が多い。それから中土佐、この3つが複数のあったかふれあいセンターを持っています。ほかはほとんど1ですよね。

そういう意味からいくと、なかなか一生懸命努力をされてですね、地域の皆さんも佐川町で世界一のにこやかに暮らせる町がみんなできているというふうな実感もしかけておりますので、ぜひ、この夢まちランドよろしく願いをいたしまして、この質問長くなりましたが、最後の質問にいきます。

防災時のドローンの活用についての質問でございます。

日本は大変災害国でございまして、防災の考え方とか方法、いろいろな工夫がされております。特に、東日本の災害においてはですね、それが引き金になって、災害への備えというものが非常に大きな考え、そして深い考え、いろいろな方法ということで考えられております。

この間、新聞を見てみますと、もし、東南海地震が起きると、経済損失が1,400兆とかいう数字が出ておりましたね。これはとんでもない数字でございまして、日本の予算の何十倍、いうふうな予算がですね、費やされるかもしれない。そうすると日本は、経済発展国よりまだ低いレベルの国になりはせんかというふうな答えも出している大学の教授だったと思うんですけども、おられました。

そこでですね、佐川町も小さな防災システムを組んでおりまして、例えば、消防に赤バイクですよ、道が通れなくなったところにバイクで行けるとか、それからアマチュア無線の人に協力をしていただいて電話線が使えなくなったときにそれを利用すると。いうふうな努力を1つ1つ重ねてまいりました。

そこで、この間、防災にですね、ドローンが非常にいい、ような報道がなされておまして、佐川町にもぜひそのドローンというものをですね、導入、研究してみたらというふうな思いもあるんで、防災時のドローンの活用についてどうかという提言をですね、させていただきましたが、お答えをいただける課長にお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。このドローンにつきましては、風水害あるいは地震等によりまして災害が発生した場合、立ち入りが困難な被災箇所の状況が映像を通じて把握できるということで、ドローンによる被災状況の調査というのは最近の災害時の有効な調査方法となってきているといわれているというのは承知しております。

また、このドローンの活用につきましても、高知県の土木事務所やあるいは国土交通省、国土地理院といった国の機関においても既に活用されておるといことも承知しております。

そしてこのドローンの佐川町における活用についてという御質問でございますけれど、これにつきましては、しっかり調査研究を行いまして、今年度におきましてはちょっと、ほかの災害時の例年の防災対策でありますとか、昨年度策定いたしました国土強靱化地域計画、こちらのほうの新規事業の立案や計画の進捗管理のノウハウというようなものを特に重点的に取り組んでいこうということにしておりますので、まず、本年度はこちらのほうを優先して取り組みたいというふうに考えておりますので、このドローンの活用ということにつきましては、その有効性を十分承知しておりますので、来年度、しっかり調査研究を行って、佐川町においてどのような活用法が最適なのかということを検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

研究をしていただけるということで、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

ちなみにですね、少し調べてまいりました。ドローンの価格がどれくらいするかということで、安いのはですね 1 万 2 千円とかあるんです。それから中ぐらいいきますと 6 万 4 千円。少し高くなったらですね、15 万とか 23 万円ぐらいの価格だそうでございます、飛行時間が、高くなりますとずいぶん長く飛べるんですけど、短いものは 5 分。長くいきますと 10 分くらいですね飛べるそうでございます。その高い金額でいくと、150 万とか 200 万ぐらいしてカメラを持ちながらするとかですね、もうちょっと安くなってカメラ自体のものもあるんですけども。そういうことが、長い時間が 30 分飛べるものもあるらしいですね。5 分から 30 分ぐらい飛べるものもあるらしいです。

この農業用にも使っているようなことも、消毒用にね、使っているドローンというのもありますけれども、岡山県とか神奈川県、広島県、これは県を挙げてそのドローンに対しての研究をしております。ちなみにですね、私、免許が要るかと思ったんですけど、免許要らんそうですね、ドローン。

勝手に飛ばして構んです。そのかわり、航空法の関係で、飛行機

が飛んだりするところは事前に申請をして、そこを飛びますよいうことはしておかないかんそうですけど、それ以外には、免許は要らない、ただもう買った時点で飛ばせるということらしいんです。

ただ、技術もあります、それから法的なもんも勉強しておかないきません。それで、免許じゃないですけども、そういうことを教えるところが何カ所かあります。四国には、残念ながら高知県にはありません。愛媛県に1カ所あるだけです。そこに行きますと、2日コースですけど、1万円で教えてくれるところがありますけど、25万もあります。中身が大分違うと思うんですけども。その2日コースで一番高い20万コースは法令も教えてくれて、操作も教えてくれて、それからカメラでいくと、パソコンにつなぎ方とかですね、もう十分な教え方をしてくれるような内容になっているようでございます。

免許証は要らんけれども、そういう技術というものが要るんで、もし導入という研究になりますと、カメライコールパソコン、それから操縦技術、それから航空法、そんなこともですね踏まえて、研究をしていただくことを要望しておきたいと思います。

ドローンについては、初めての質問でございますので、ぜひですね、防災のためにですね、車が入れない、バイクも行けない、土砂崩れで道が寸断されたみたいなことのためにですね、技術と資材と購入していただくことを希望いたしまして、この場からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、11番、中村卓司君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

10分間休憩します。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時25分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願います。

総務文教常任委員長（岡村統正君）

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上であります。審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

受理番号１、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号１、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の陳情書について、委員長の報告は採択です。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、受理番号１、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の陳情書について、採択することに決定しました。

受理番号３、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号３、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増

を求める陳情書について、委員長の報告は採択です。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、受理番号 3、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める陳情書について、採択することに決定しました。

受理番号 4、国の責任による 35 人以下学級の前進を求める陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号 4、国の責任による 35 人以下学級の前進を求める陳情書について、委員長の報告は採択です。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 4、国の責任による 35 人以下学級の前進を求める陳情書について、採択することに決定しました。

受理番号 5、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号５、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書について、委員長の報告は不採択です。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号５、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書について、不採択とすることに決定いたしました。

休憩します。

休憩 午後３時３０分

再開 午後３時３５分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの受理番号５、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書について、採決をしたときに計数が間違っておりましたので、訂正をいたします。

賛成多数ということで採択といたします。

受理番号６、「大学生への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号６、「大学生への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情書について、委員長の報告は不採択です。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号6、「大学生への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情書について、不採択とすることに決定しました。

受理番号7、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号7、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情書について、委員長の報告は採択です。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号7、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情書について、採択することに決定しました。

受理番号8、「給食費の無償化」をもとめる陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号8、「給食費の無償化」をもとめる陳情書について、委員

長の報告は不採択です。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号８、「給食費の無償化」をもとめる陳情書について、不採択と決定いたしました。

産業厚生常任委員長の報告をお願いします。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告」朗読）

以上です。よろしくお願いします。

議長（永田耕朗君）

受理番号２、「国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化、そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号２、「国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化、そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、委員長の報告は採択です。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号２、「国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化、そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、14日の午前9時とします。
本日は、これで散会します。

散会 午後3時43分

